# **JTEC**



No.69 August 2011

# JTEC Report

# No.69 August 2011

C		0	N	T	E	N	T		S
卷頭	言・・					• • • •	・・内海	善雄	1
トヒ	゚゚゚ックス								
	佐賀研.	二評議員	と植竹國	一職員の表	彰••••	• • • •			• 2
20	10年月	度の活動	報告						
	コンサル	ティング	事業に於り	ける主な活動			・・平山	守	3
第4	回通信	・放送国	際展開	研究会報告					
	経済産業	省におけ	る情報関	連施策につい	て・・・・		・・関根	久	8
20	11年月	度 JTEC	第1回詞	<b>講演会報告</b>					
テー	- マ:IC	T 分野に	こおける	我が国の強	(みとその)	国際展開			19
	東日本大	震災に対	する当社の	の取組みと海	外展開につい	١७	••小山	公貴	20
	西部アフリ	リカ3ヶ国「	TC ブロート	バンド基盤ネッ	トワーク調査	結果について	· · 平山	守	26
一般	財団法	人への移	行と JTE	CCの役割	• • • • •		・・小嶋	弘	32
2 (	10年月	度の事業	計画書						
	2011年	度事業計	十画書・						33
	2011年	度収支予	ダク ない グログ グログ グログ グログ グログ グログ グロック グロック かんしょう かんしょう かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん						35
20	10年月	度の事業	報告書						
	2010年	度事業朝	器告書・						37
	2010年	度決算書	貸借対照	震表・・・・					43
寄有	寸 行 為						• • • •		47
評請	<b>長</b> 員名簿						• • • •		52
役」	員名簿						• • • •		53
妇人	生 後 扫							、,	主紅



内海 善雄

(財団法人 海外通信・放送コンサルティング協力 理事長)

# ── 世界からの義援金 ──

大震災後、日本社会のあちこちに潜んでいた病理が白日の下に晒されている。 その最たるものは、4ヶ月たっても瓦礫が片付かず、原子力を政争の具にする政治 の姿であろう。愚かしさを通り越して、これが日本の姿だと思うと惨めにさえ思う。 しかし、これらのことは、国民全体が認識しているから、まだましである。問題は、 あまり報道もされず、意識上にもない事柄である。そのひとつに、多くの国の方々か ら頂いた義援金のことがある。

「台湾ではチャリティーで1日のうちに40億円を越えている額が集まった」「インド洋の島国、モルディブでは5億2千万円集まった」などの断片的な報道を覚えておられる方は多いだろう。 台湾の人口は日本の5分の1、一人当たりの所得は、2分の1だから、日本に置き換えると、1日で集まった40億円は、400億円に相当する。モルジブの場合は、人口400分の1、所得8.5分の1で、なんと1兆7千億円に相当することになる。かつてODA世界一の時代もあった日本であるが、我々が外国に対してこれほどのことをしただろうか? ちょっと恥ずかしくなってくる。

これらの義援金は、各国別にどれだけあったのか、また、どの様に活用されたのか、報道がさっぱりなくて国民はほとんど知らない。もし、義援金が日本赤十字社に集まっているのであれば、その大半はまだ被災者に分配されず、眠っているのである。「合わせる顔が無い」とはこのことである。

我々日本人は、この小さい地球上で、人類は助け合って生きているのだということを謙虚に自覚すべきだと思う。世界中の方々からの暖かい心に、率直に喜び、そして、お返しが出来る機会があれば、それを心から喜べる日本人になりたい。 僅かばかりの活動しかしていないJTECであるが、国際協力の一端を担えることは本当に有難いことだと思う。

# 「佐賀研二評議員と植竹國一職員の表彰」

第43回世界情報社会・電気通信日のつどい(2011年5月17日)において 当財団評議員の佐賀研二氏と植竹國一職員が表彰されました。その概要は以下の通りです。 御二人の受賞を慶ぶと共に、関係の皆様には厚く御礼申し上げます。

# ■ 総務大臣賞

受賞者:佐賀 研二(元亜細亜大学 国際関係学部教授 JTEC 評議員)

# 受賞理由:

JICA や PECC (太平洋経済協力会議) 日本委員会での活動及び APECTEL 及び APT 開発フォーラムへの政策提言、APT への我が国特別拠出を活用したプログラムの実施支援等を通じて長期間にわたりアジア・太平洋地域における ICT の開発に大きく貢献した。また、APT パイロットプロジェクトや研究者交流の実施を通じて同地域における電気通信の均衡ある発展にも尽力した.

#### ・一般社団法人電波産業会・一般社団法人情報 ・



平岡総務副大臣と佐賀 研二評議員



森日本 ITU 協会理事長と植竹 國一職員

# ■ 日本 ITU 協会賞 国際協力賞

受賞者:植竹 國一(JTEC 事業部門)

#### 受賞理由:

途上国での通信網の整備・拡張プロジェクトに従事するとともに、関係機関のカウンターパートへの技術移転及び現地技術者の育成に貢献した。特に、アンゴラ国で実施されたルアンダ市電話網整備プロジェクトにおいて、現地責任者として工事監理に従事する中で、アンゴラテレコム職員の技術向上に貢献した功績により、アンゴラテレコムの経営委員会及び往路ジェクト実施責任者からそれぞれ感謝状を授与された。

# 「アフリカにおけるICT分野の現状と展望」

ーアフリカは日本の企業を待っている―

# 平山 守

(JTEC企画·調査研究部長)

# 1. はじめに

1970-1980 年代、日本の商社、通信機器メーカー、通信工事会社、通信コンサルタント等(以下、包括的に「ICT 関連企業」という)は、アフリカで大きなプレゼンスを有していた。1990 年代後半になると、通信 ODA 案件の減少とともに日本の多くの ICT 関連企業は組織の縮小または現地事業所の統廃合等を行なった。以後、アフリカの国々が日本の ICT 関連企業への期待を持ち続けているにもかかわらず、その期待に応えられない状態が続いている。

JTEC は、「アフリカの国々の期待」と「日本のICT 関連企業」との間の橋渡しをすべく、2008 年から 2010 年に 13 カ国 注1 で ICT 分野の情報収集を実施した。以下は 3 年間の調査結果(参考資料[1][2][3])をもとに、日本の ICT 関連企業の方々に是非お伝えしたいことをまとめたものである。

# 2. 通信サービスの状況 <携帯電話サービス>

世界の携帯電話は、2010年は100人当り加入者数が76.1、また総数は5,282百万である(図1)。これらの数値は2000年以降増加傾向にあり、この傾向は今後も継続すると考えられる。図2は2010年の携帯電話100人当り加入者数について地域別に示したものである。ヨーロッパでは100人当り加入者数は100を超えており、ほぼ飽和状態にある。これら二つの図から、先進国では今後

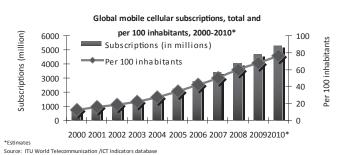


図1 世界の携帯電話 100 人当り加入者数と加入者総数 (2000-2010)

の携帯電話加入者の増加が期待できない一方で、 人口の多いアフリカとアジアでは今後も増加し、 その結果、世界の携帯電話加入者数が増加傾向を 維持すると言える。

Mobile cellular subscriptions per 100 inhabitants, 2010\*

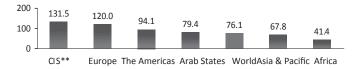


図2 地域別携帯電話 100 人当り加入者数

また3G携帯電話加入者は、日本では2009年に1億を超え、ほとんどの加入者が3Gを利用している。図3は、世界の2G/3G携帯電話のサービスエリアを示している。図はアフリカにおいても3Gサービスが多くの国で提供されていることを示しているが、棒グラフが示すように3Gの加入者は世界レベルでは未だ少ない。今回の調査では、アフリカの場合サービスエリアは首都及び主要都市のみであり、その加入者はインターネットを利用するビジネス関係者であり、2G加入者のように広範囲の人々には普及していないことがわかっている。



図3 2G/3G携帯電話のサービスエリア

# <ブロードバンドサービス>

先進国はもとよりアフリカを含む開発途上国でも、これからの社会および経済の発展にはICTの活用が不可欠である。図4は、100人当りのモバイルブロードバンド加入者数を示しているが、先進国が51.1であるのに対し、アフリカを含む開発途上国は5.4であり、大きな乖離がある。図5は、100人当り固定ブロードバンド加入者数を示している。先進国が24.6であるのに対し、アフリカを含む開発途上国は4.4である。アフリカ単独の数値はさらに低く、ブロードバンド加入者数の増加は社会・経済の発展を急ぐアフリカにとって喫緊の課題である。

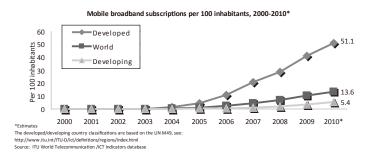


図4 モバイルブロードバンド 100 人当り加入者数

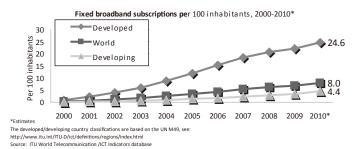


図5 固定ブロードバンド 100 人当り加入者数

# 3. アフリカの ICT 分野が目指す方向

2007年10月、ルワンダのキガリで「コネクト・アフリカ・サミット」が開催された。同サミットでは、アフリカ43カ国の代表の他、ITU、African Union、World Bank Group等が参加し、下記の問題共有と目標の合意がなされた。

# <共有された問題認識>

- ・国際回線や基幹ネットワークの容量不足、IX (Internet exchange) が未設置
- ・ICT 技術者が不足
- ・独自のアプリケーションやコンテンツの作成 不可
- ・地域に調和した ICT 政策や法制度の未整備 <目標>
- ①アフリカ各国のすべての首都及び主要都市を ブロードバンド基盤で接続し、また世界の他地 域との接続性を向上させる(2012年)。
- ②アフリカの村落レベルでブロードバンド ICT サービスにアクセスできるよう、コミュニ ティー・テレセンター等の設置を行なう(2015 年)。
- ③ブロードバンド・サービスの普及拡大のため 主要な指針を採択する。それらは、技術、サービ ス免許の許認可、複数のブロードバンド無線ア クセス事業者に対する周波数割当、国の IXP (Internet exchange point)の設置を含む。
- ④アフリカの地域レベルで、高度 ICT 技術者の育成機関を設立し、また国レベルで、ICT 人材開発センターを設立する。大学や産業界との連携を図りながら、人材育成をすすめる。(2015年)
- ⑤国家 e-strategy (サイバーセキュリティの骨格を含む)の採択(2012年)。 また、各国で電子政府、電子教育、電子商取引、電子医療サービスなどのアプリケーションの利用を可能とし(2012年)、2015年までに広く普及させる。

上記目標を要約すると、目標①及び②は、国際回線や基幹ネットワークの容量不足の解消と村落レベルのブロードバンドアクセス環境の整備実現、目標③は、ブロードバンドサービス普及拡大のために関連法・制度の整備、目標④は、ICT人材の育成、そして目標⑤は、ICTを活用した行

サービス、商取引、医療、教育サービスの提供である。なお、これらの目標を 2012 年から 2015 年までに実現しようとしている。

# 4.ICT 分野の状況

前項の目標に対して現状は以下のようになっている。

<国際回線や基幹ネットワークの容量不足解消> 図6は、2013年までのアフリカの国際海底ケー ブルの状況を示している。2008年頃のアフリカ を取巻く国際海底ケーブルは、SAT3、1本で あった。このため、国際通信は通信衛星に依存す ることになり、インターネットのアクセス速度や アクセス料の問題があった。2010年になると、西 側沿岸では、SAT3/SAFE、Main One、Glo-1の3 本の利用が可能となり、さらに WACS、ACE、 SAex の 3 本が 2013 年には利用可能となる。東 側沿岸も同様に、2010 年末には、SEACOM、 TEAMs、EASSv の 3 本が利用可能となった。国 際海底ケーブルのこのような動きにより、イン ターネットへのアクセス速度や料金の問題解決 が期待できる。このように 2008-2013 年はアフリ カにとって複数の国際海底ケーブルの利用が可 能となる画期的な時期と言える。

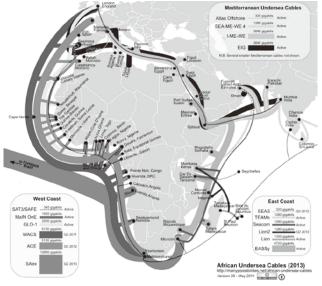


図6 アフリカの国際海底ケーブル (2013 年まで)

海底ケーブルの次に陸上ネットワークの拡大と大容量化に視点を移す。アフリカには多くの内陸国が存在するが、それら内陸国が国際海底ケーブルを利用するには、沿岸国との間を光ファイバーケーブルでつなぐ必要がある。図7は地域網の一例であるが、東側沿岸の国際海底ケーブルが沿岸国を経由して内陸国につながる様子を表している。

地域網の構築に関連した JTEC のコンサル ティング業務がある。JTEC は 2009 年、東アフリ カ共同体 (EAC: East African Community) が公 募したコンサルティング業務を受注した。EAC は、ICT 活用による地域活性化のため加盟5カ国 (ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、タンザニ ア)の主要都市を繋ぐ地域用光ケーブル網を構築 しようとしており、コンサルタントに、ネット ワーク設計、ネットワーク構築・運用事業の経済・ 財務分析、ネットワーク運用組織の提案、及び地 域用ネットワークの接続及び免許等に関わる通 信規制等の提案業務を依頼した。この地域用光 ケーブル網は、モンバサ-ナイロビ-カンパラ-キガリ - ブジュンブラ - ダルエスサラーム - モ ンバサの各都市をつなぐリング状で、かつモンバ サとダルエスサラームで海底ケーブルに繋がる 構成になっている。

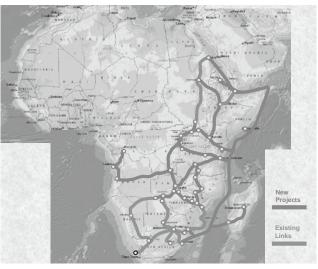


図7 東部アフリカの地域網構築例

国際回線と地域網の次に、各国内の基幹網に視点を移すと、各国では基幹網への光ファイバーケーブルの導入が進行中である。またこの分野は中国の資金、機材、マンパワーが大きなプレゼンスを有している。その他、主要都市では MAN の構築やアクセス網のブロードバンド化も進行中である。

# <法・制度の整備>

調査国の全てが独立した通信・規制機関を設立している。同機関は5年以内に設立された国が多く、スキル不足の問題を有する。またブロードバンドサービス普及拡大のための関連法・制度は検討中である。

# <通信市場の自由化>

固定電話事業は、調査国では下記の国で未だ独 占状態にある。

ブルンジ、ジンバブエ、ザンビア、モザンビーク、 リベリア、シエラレオネ携帯電話事業は全ての国 で自由化されている。人口規模が1千万以下でも 3-4 社が事業を行なっている。

### <ICT 人材育成>

いずれの国でも ICT 人材の不足を問題としている。その中でも、2000 年代になって内戦が終結したブルンジ、リベリア、シエラレオネでの人材不足が深刻である。

# <ICT を活用した各種サービス>

いずれの国のICT政策にも、電子政府の構築、E-Healthの実現、E-Commerceの推進、教育、環境等あらゆる分野でのICT活用の記述がある。また世銀やインド政府が、技術協力やE-Healthプロジェクト及びE-Educationプロジェクトを通じてこれら分野の支援を行なっている。

# 5. アフリカの ICT 分野の展望と 日本の ICT 関連企業への期待 <アクセス網のブロードバンド化>

調査各国の通信事業者は、アクセス網のブロードバンド化を進めている。この中には、日本が豊富な経験を有する FTTH/B も存在する。仏のコンサル会社、IDATE、の調査によると、2009年末の世界の FTTH/B 加入者数は 4,100 万世帯であり、その 41.8% (1,714 万世帯) が日本の加入者となっている。また FTTH/B の加入者は、2014年には世界で3億を超えると予想されている。この分野は世界のどの国よりも日本が豊富な経験を有していることから、日本の ICT 関連企業への期待は大きい。

一方、途上国通信事業者への FTTH/B 機材の 納入は、従来の調達・納入システムでは日本企業 が廉価な中国製品に勝つことが難しくなってい る。従って新たなビジネスモデルを考える必要が ある。FTTH/B を通信事業者が導入する場合、① マーケティング、②システム・ネットワークの設 計、③機器材調達・設置やケーブル工事、④検査、 ⑤システム・ネットワークの運用、⑥人材育成、 というように、これらの関連する業務も適切に行 なわれる必要があるが、実態はそうはなっていな い。新しい機器は導入されたが十分な性能が発揮 されないとの声も多く耳にする。つまり、開発途 上国の通信事業者は①から⑥の業務の最適化を 課題としている。この課題を解決できるのが日本 の ICT 関連企業であり、通信事業者への①から ⑥の全ての要素を含むパッケージ商品の提供が 望まれている。

このパッケージ商品を供給するには、通信事業者が現在実施している調達システムの変更や調整が必要となり、またパッケージ商品の開発は多くの関係者の協力が必要となることから相当な困難が想定される。しかし、途上国の通信事業者が必要としていることであり、また日本のICT関連企業にとっても他国の企業との差別化が可能となることからメリットがあり、是非実現させたいものである。

# <NGN へのシフト>

ネットワークの高度化、NGN (IMS ベース)へのシフト、これは世界的な動きであり、アフリカを含む開発途上国でも今後実施されていく。そしてこの分野でも日本の ICT 関連企業への期待は大きい。日本では NTT が早くから NGN (IMS ベース) によるサービスを提供している。この経験を活用し、FTTH/B のビジネスモデルと同じ考えでパッケージ商品を開発し、途上国の通信事業者へ提供していくことが可能と考える。

# <ICT を活用した各種サービス>

アフリカの多くの国で、国際回線、基幹網の大 容量化、アクセス網のブロードバンド化が進行し ている。この動きと呼応とした事業機会と考えら れるのが ICT の活用事業である。例えば、電子政 府構築(ネットワーク構築、データセンタ設置、行 政サービス用アプリケーション開発)であり、教 育・医療分野での ICT の活用がある。この分野 の事業は、機器の供給以上に人々の生活と密接に 関わることから、日本の経験がそのままでは活か されず、日本企業にとって容易に参加できる分野 とは言い難いが、挑戦していただきたい。その理 由は、①事業規模が極めて大きい、②人々の生活 により密接に関わることで、日本の企業が日本国 内では気付かない、かつ世界で事業を展開するに は必要な多くの気づきが得られることが期待で き、それが日本企業に質の変化をもたらし、世界 市場でのシェア拡大につながり、ひいては日本の 経済発展に資する、と考えるからである。

# 6. まとめ

アフリカの人口は、2010年で約10億人、2050年には約20億人になると予想されている。世界人口に占める割合は、それぞれ15%と22%である。そして面積は全陸地の約20%を有している。大雑把ではあるが人口規模を単純に市場規模と考えた場合、極めて大きな市場となり中国及びイ

ンドに匹敵する。

今回は、3年間に実施した13カ国でのICT分野の調査に基づき、「アフリカのICT分野の現状と展望」について述べた。私は、アフリカには「ICT ブロードバンド基盤ネットワークの高度化」の視点から、我が国ICT関連企業の活躍の場があると感じている。そして「ICTの活用」分野へは、事業規模が極めて大きいことと、日本及び日本人の変化をもたらすことへの期待をこめて是非挑戦していただきたいと思う。

先人は「人は見たい現実しか見ない」という言葉を残している。多くの日本人にとって、アフリカは見たい現実の範疇にはないと思うときがある。しかし、ICT分野の現状で示したようにアフリカでもブロードバンドサービスの環境が整備されつつあり、ICTを基盤とした大きな変化が起ころうとしている。日本のICT関連企業の方々にアフリカの現実を見ていただき、積極的にアフリカでの事業に参画していただきたいと思う。またアフリカの人々もそれを期待している。

### 注

1. 調査 13 カ国:ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ、マラウィ、モザンビーク、南アフリカ、ガーナ、リベリア、シエラレオネ

# 参考資料

[1] 東アフリカ 5 カ国ブロードバンド・ネットワーク整備状況調査報告書、2009 年 3 月(ケニア、ウガンダ、タンザニア、ルワンダ、ブルンジ)

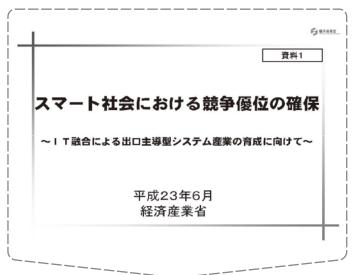
[2] 南東部アフリカ 5 カ国 ICT ブロードバンド基盤ネットワーク調査報告書、2010年3月(マラウィ、モザンビーク、南アフリカ、ザンビア、ジンバブエ)

[3] 西部アフリカ 3 カ国 ICT ブロードバンド基盤 ネットワーク調査報告書、2011 年 3 月(ガーナ、リベリア、シエラレオネ)

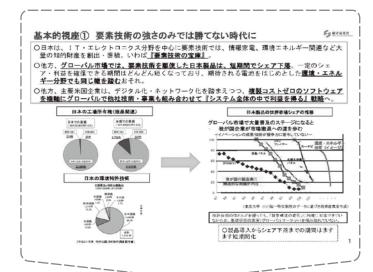
# 「経済産業省における情報関連施策について |

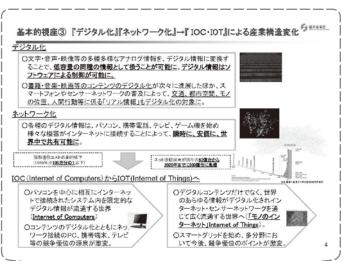
# 関根 久

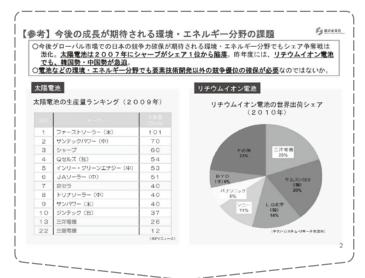
(経済産業省商務情報政策局 情報通信機器課 情報家電戦略室長)

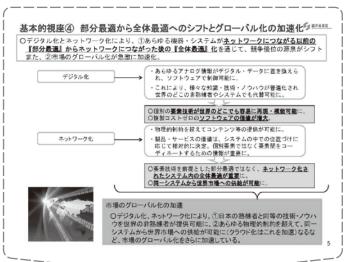


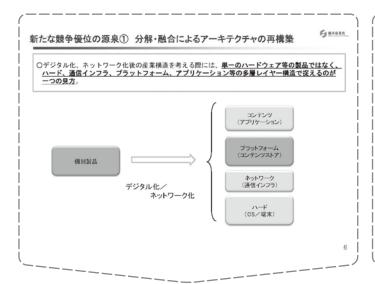




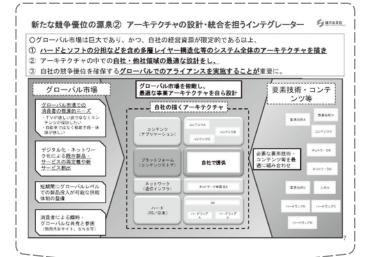




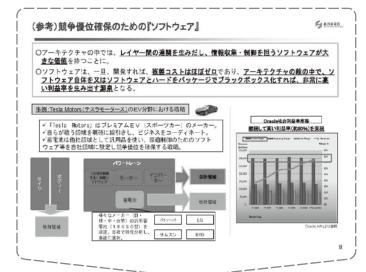






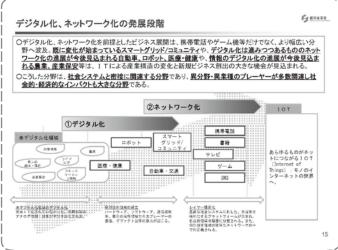


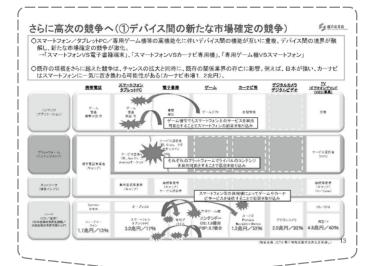


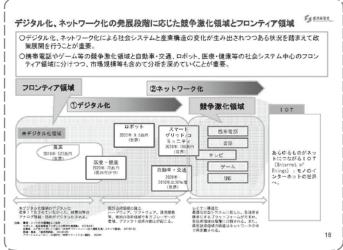


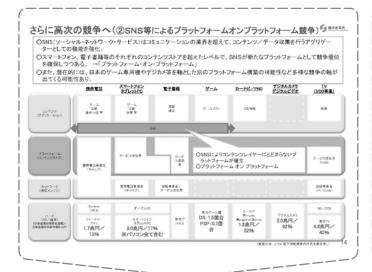


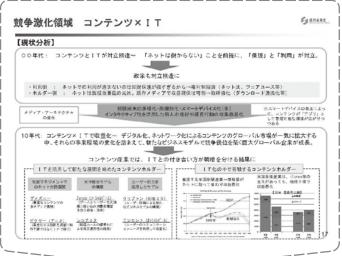


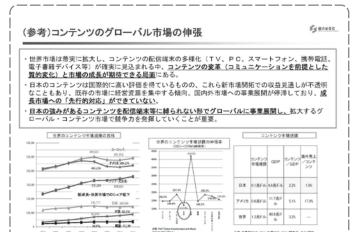


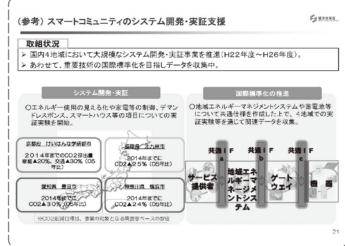


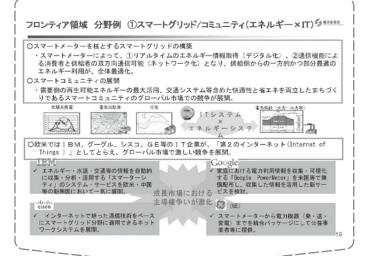














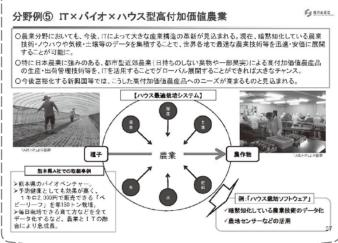


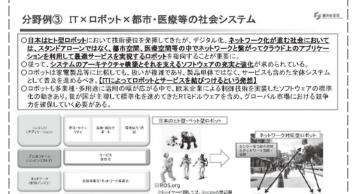
(参考) スマートコミュニティの官民フォーラム・アライアンスの設置

E HARRS









# その他のフロンティア領域の分野の検討例

Ganess

#### OIT × 産業保安

·ITにより、個々の保安対象物について、劣化状況を把握、原子・分子レベルでの シミュレーションにより、最適な点検時期・点検内容を明示。これに基づいて安全 性を高めつつ最適な保安を実施することができるようになる可能性。

年A回といった定期点検等の保安規制の見直しが可能となる可能性。

#### OIT × 自動車保守・メンテナンス

·ITにより、自動車の劣化状況について、センサーネットワークにより劣化状況を THE 、シミュレーションにより最適な車検時期・内容を明示。これに基づいて安全性を高めつつ最適な車検を実施することができるようになる可能性。 A年にB回といった車検制度の見直しや、自動車保険制度のあり方も変革されて

いく可能性。

OIT×製品・システム設計
・ITにより、多様な製品設計について、リアルから得た情報とシミュレーティング 技術を駆使して、最速で最適設計を行うことが可能に。

# 分野例④ IT×医療・健康機器×関連サービスの社会システム

Diffei

26

25

○医療・健康機器サービス分野でも、IT化による新ビジネスモデル構築の動き。半導体メーカーであるIntellは、 2006年に「コンティニュア・ヘルス・アライアンス」を設立し、グローバルアライアンスの下での共同作業を通したホームヘルスケアシステムという医療・健康×ITという新たな産業の実現を提唱。 (サービス例)利五運用可能なセンサー、ホームネットワークを利用し、日常生活で得られるあらゆるデータを集約した健康 管理サポート・病状確認サービス

C 1 3 8 3

○また、GE・シーメンス・サムスンといった海外グローバル企業は、医療機器やITシステムを含む医療サービスが融合した高付加価値の病院システムの積極的な海外展開を推進。

○今後、高齢化・社会保障等の問題を抱える先進国や、富裕化が進み健康志向の強まる新興国等で市場の急 拡大が見込まれる。



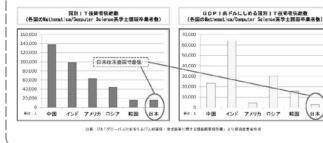
<韓国の病院システムの海外展開戦略>

展開戦略> 韓国では、2010年にナムスン電 子がドバイにメディカルセンター を開設。2011年2月には「デジタ ル病院輸出事業組合」が設立さ れ、政府の支援を受けながら病 院システムの海外展開を促進す

<インテル社のヘルスケア戦略> O Turber Differential COST 横断的課題 IOTの進展と情報セキュリティ対応の新たな課題 OIOT化の途悪により、**従来スタンドアローンと考えられてきたもの(ゲーム機、草など)がネットワークにつながり、情報発信を行うことから、特定のシステムに膨大な情報集積がなされる**こととなる。こうした動向はクラウド化の途悪により加速化。 フェムから、増ルジンスエムに戻入る計画素質は20gのとことがの、こうだったのではアンアンドルの地域により返生はまままた。表から大学の重要がフェランティジの連貫等により立ちに加速化する見込み マー<u>トゲリアの連貫等によりさらに加速化する見込み</u> こうした実化の中、個人データ、計略的度、報度性等等の対象をも目的とし、特定の組織・個人を様的とした次輩も増加しており 新たな変化に対応した情報セキュリティ対策の技本的な近化が必要となっている。 56.8 11111 #W. 毎色送と切れるサイバー3型を受けたことが あるか(2007年) IPSCの実験設備 1

#### 横断的課題 IOT社会を切り開く人材の不足と教育の仕組みの課題①

○IOTの進展が産業構造の大変化を生み出す中、米国等のIT人材はビジネス全体のアーキテクチャーを描き、ビジネス全体を構想する創造性を持った人材として、その需要や活躍の場は広まっ ファーを指さ、こンホル主体を構成する影点はさけられるとし、その素をやらはの別点はようにある。他方、表が国は、こうしたアーキテラチャを推す後17 1 大村の供給数は絶対数でも経済規模との比較でも主幕国で最低ランクであると考えられる。 【コンピュータサイエンスネ学士財母卒業者数は、国門でロウト 1 年下川 当たり、 インド64、109人、中国23、368人、韓国15、115人、米国4、319人、日本2、933人】



(参考)システム思考の遅れ ~日本の社会・産業が抱える根深い問題への指摘①~

○**グローバル、システム思考、ソフト重視**が重要になってきているにもかかわらず、我が国 の産業・社会については、以下のとおり、国内重視、要素技術重視、ハード重視の発想 から抜け出せずにいる。

- ◇職人気質や一所懸命の精神を重視するものの、技術や世界市場を見据えたシステム思考が軽 視される風潮があるとの指摘。
  - ・製造業において、高度熟練作業を重視するあまり、本来、経済活動の手段であるはずの「匠 の技」が自己目的化しているとの指摘。
- ◇全体システムを考慮できていない製品設計・製造
  - ・太平洋戦争時の銃器の多種乱造。米英は19世紀初頭に部品の完全互換製造を実現。
  - (例)米軍は陸海空軍で機種を統一。他方日本は海軍だけで機関銃は30種、弾薬は120種。 陸・海軍間でも互換性無し。
  - ・高度熟練労働を前提としたゼロ戦機製造。熟練労働者の不足によりゼロ戦機の品質も低下。

### 横断的課題 IOT社会を切り開く人材の不足と教育の仕組みの課題②

E HINEXT

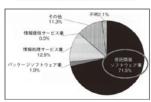
O T社会を切り開く、アーキテクチャ全体を指ける人材を取が国が十分に供給するためには、<u>I T</u> ▲村として受託開発のSEを求める産業界と、」Tと異分野の知見を統合して新たな知を創造し、 ノベーションの担い手となる人材を十分に供給できていない教育体制双方の課題を乗り越えているが必要ではないか。

この元文といかいか。 特に、大学等の研究・教育機関が未来の社会システムを生み出す知的基盤として、産業や社会とコ ミュニケーションを取りながら最先達の知識・技術の提供と人材の供給を行っていくことが必要では ないか。

「産業界一大学等」におけるIT人村サイクルの悪循環



I T企業の属性 (回答数 全621社)



出版: 174 「IT人村内書2010

(参考)システム思考の遅れ ~日本の社会・産業が抱える根深い問題への指摘②~

◇ハード偏重でシステム・ソフト思考軽視の日本の技術教育

- ・日本の学校では、市場動向を見据えて多様な技術教育が実施されるべきところ、ハンダゴ テ等の技術教育は相当数実施されるものの、プログラミング実習は、ほとんど実施されてい ないとの指摘。
- ・高専ロボコン2011の競技課題は二足歩行のスタンドアローンのロボットを用いてアメフトを 行う「ロボ・ボウル」。
- ◇分野ごとの縦割りの学会組織(融合・総合的な研究力の弱さ)
  - ・日本は電気、電子、ロボット等のそれぞれの縦割りの学会が中心。米国のIEEEは、ロボ ティクス、自動車なども含めた横断的研究機能を有しており、デジタル化、ネットワーク化を 踏まえた融合的・総合的研究を実施。
- ◇社会的業績(事業経験等)を評価しない学位付与システムや学内の人材登用(学界の硬直化) ※米国MIT(マサチューセッツ工科大学)メディア・ラボでは、学位を有しないが、IT・インターネット 業界で顕著な業績を上げた伊藤穰一氏(事業家・ベンチャーキャピタリスト)を所長に抜擢。

政策展開のイメージ①~スマートコミュニティに係る政策展開の流れから~ <sup>写 単の単語</sup>

<システム産業創出のための社会システムアーキテクチャの検討>

- ○異業種・異分野の人材が、イノベーションを生み出すベースとなる大きな 社会システムを含めたアーキテクチャ(全体構造)を議論することが重要 ではないか。
- 〇アーキテクチャのビジネス実現に向けて、国内外の異業種の企業のアライ アンスの組成促進が重要となってくるのではないか。
- ○グローバル市場を見据えた大きなシステムのアーキテクチャを実現するためのシステム開発・FS・実証及びそれに基づく新たなシステム産業創出 を中核的な企業を中心に実施していくことが重要ではないか。
- <規制制度の見直し・大量データ収集・管理・活用ルール等の検討>
- 〇新たな社会システムを実現するため、①規制・制度の見直しや、②公的機 関や企業が保有する情報を社会全体で価値ある形で利活用するための活用 ルール等の検討を進めていく必要が出てくるのではないか。

政策展開のイメージ② 中核企業育成のためのリスクマネー供給

<インテグレーターとなる中核企業の創出・育成>

- ○技術・企業のインテグレーターとなる中核企業を創出するため集中的にリス クマネー供給支援を行うことが重要ではないか。
- 〇リスクマネー支援に当たっては、支援対象企業のコア事業の組み換えの戦略 を踏まえた効果的な支援を行っていくことが重要ではないか
- 〇戦略的提携や企業買収等を通じた事業ポートフォリオの組み替えの促進(事 業再編)も重要な視点ではないか

#### 政策展開のイメージ③ 国際的なアライアンスによるグローバル展開

<国際的なアライアンス組成の醸成>

- ○要素技術を保有する日本企業とシステム・ソフトウェアに強い海外企業など国際的なアライアンスを促進していくことも重要ではないか。
- ○国際的なアライアンスにおいては、日本・当該相手国の間でWIN-WINの 事業展開をマネジメントできる経営人材の活用が重要となるのではないか。
- ○東北・日本の復興に向けても、国際的な協力関係を活かしつつ最適な技術・システムの活用を進めていくことも重要ではないか。
- ○さらに、サービス分野においても、例えば医療サービス等において、日本と海外の医療機関の提携・協力等を通じ、関連する機器やシステム等と一体となったグローバル展開を進めていくことも重要ではないか。

(参考)韓国の「IT融合拡大戦略」

- ○韓国政府は、デジタル化・ネット化に伴い、産業間の境界がなくなり、全ての産業分野での全面戦争が勃発し収斂を繰り返すことを「デジタルコンパージェンス」というコンセプトで整理。ITと重要産業の融合促進のた めの政策を打ち出し。
- 域であり、日本でも迅速な対応が必要

#### <IT融合拡大戦略>

- 「TTコリア5大社の戦略」の中のトッププライオリティ(①IT麗舎、②ソフトウェア、③生力IT機器、④放送通信サービス、⑤インターネット) ・今後の年間で関連産業に198月シテン(約158月)之前で3年)と、「数略・2年)に「国内生産「混りオン以上のIT融合企業10社を創出 - 「知能合己様」の大分野においての観察工業ルイデー、過略等において国内生産「混りオン以上のIT融合企業10社を創出

<IT融合による10大分野における政策方針> <2015年のIT融合市場予測と対応の例> 製造業 ●高付加価値化・効率化⇒競争力強化及び市場失取 -自動車:マイクロソフトと現代・起亜自動車「車両口革新センタ設 立」 スマートテレビ 2.383億ドル ・UX等の核砂技術支援 ・アプリ院発事業支援

●波及効果が大きな分野からIT融合基盤拡充 ⇒融合新産業創出 一医療:u-Healthテストベッド構築 一国防: 警戒監視ロボットシステム事業 社会間 ◆汎国家的知能網携等→国家経済力と生活の質向上 接資本 ー電力・スマートグリッド ・電力・スマートグリッド ・ 一支通: 知能型交通体系 ・部分・アクラインラ機能マスタープラン」(2009年末) スマートフォン 6場台 4G対応モデム開発次世代テストインフラ 整備 新ビジネスモデル創出 タブレットPC 日制車×1T 2.000層ドル ・車両門インフォティメ ントシステム開発 ・組合信等性支援セン 造船 I T単新センター 設置

#### 政策展開のイメージ 横断的な政策課題①

E HARRE

- < IOTに対応したセキュリティ対策の強化> ○IOT化の進展の基盤となる様々なユーザーやプロバイダーの情報セキュ リティ対策の基準を整理し提示していくことも重要ではないか。
- O情報セキュリティ企業コミュニティ及び公的領域の間でのパートナーシップ 構築により、最新の攻撃にスマートに対応できる体制を構築していくことが 重要ではないかん
- ○重要インフラを含む産業用制御システムの情報セキュリティを確保するた め、未然防止策及び事後対策を着実に実施していくべきではないか。
- <アーキテクチャを描く人材育成の強化>
- 〇アーキテクチャを描ける高度な人材の創出のため、米国、欧州、インド、韓 国等の教育体系と我が国の教育体系を比較しつつ、我が国の人材育成システ ムの課題を抽出していくことが重要ではないか。
- ○その際、未来の社会システムを生み出す知的基盤としての大学等が率先して それを担う人材を育成できるような環境をどう整えていくべきかについて検 討することが重要ではないか。

資料2

有事における | T活用策について ~東日本大震災の経験から見えてきたこと~

> 平成23年6月 経済産業省

現時点までに知り得た情報で編集したものです。 今後も必要に応じ更新する予定です。

#### 政策展開のイメージ 横断的な政策課題 ②

- < 大量データから価値を生み出す基盤となる技術強化・利活用の促進>
- 〇大量データから価値を生み出す基盤として、HPCを活用したシミュレーティ ング技術等の強化・活用やクラウドコンピューティングの基盤整備の強化・ 利活用の促進を進めていくべきではないか。
- < IOT化の進展と関連公的機関の役割>
  - OIT融合による出口主導型システム産業の創出・育成のために、IPA(情 報処理推進機構)、NEDO、産業技術総合研究所の公的機関の関与のあり 方について検討していくべきではないか。

東日本大震災はITの可能性と現状の課題を浮き彫りに

ITの可能性 ITの課題 1(1)「インターネット」の普及は迅速な情報流通・共有を支援 2(1)「IT」リテラシーと「情報」リテラシー 1(2)従来には無かった新しい サービスが登場 2(2)行政機関の情報発信 1 (3) 民間事業者が被災地のイン 2(3)情報管理の体制 -ネット環境の整備を支援 1(4)弾力的な法運用による行 2(4)人材・その他

#### 1. (1)「インターネット」の普及は迅速な情報流通・共有を支援

震災発生直後、電話回線を通じた通話が著しく制限される中でも、インターネットを通じた情報流 通は機能。また、流通した情報は広く共有され集合知として活用されるとともに、協調行動

- (例) ○ポータルサイト事業者は、地震や津波・経験所やライフライン・電力業給・原発・募金情報など、被災者支援情報等をまとめた特設ページを地震発生後速やかに開設。 のエルコエルボールを終・即管するためのツール「パーソープを終・即管するためのツール「パーソープを終するとなる。
- の電話による通話が制設される中、安否情報を検索・登録・閲覧するためのツール「パーソ ンファインダー」を600gleは被災後2時間で開設。現在の登録件数は60万件を超えるなど、 NHK等とともに安否情報確認手段の柱に。



- ○また、携帯電話事業者も相次いで災害用の伝言板サービスを開設。
  ○また、携帯電話事業者も相次いで災害用の伝言板サービスを開設。
  ○「witterやチェーンメールなどでデマ情報が拡散された一方で、信頼性・必要性の高い情報を手とめ、注意検起を促す特設サイトが民間の自主的な取組により登場(3月12日)。
  例えば、「witter社は、震災に関する有用な情報を発信しているアカウントをリスト化。
  - ○独立行政法人防災科学技術研究所が、被災地の災害対応や復 旧・復興に活用できる専門機関などからの情報をとりまとめたサイト「ALL311」を立ち上げ。
  - ンアニメにちなみ、「ヤシマ作戦」と名付けて節電の呼びかけ が自主的に広がり、Writter等のソーシャルメディアを通じ て拡大。節電の意識啓発の一助に。

#### (3)一① 民間事業者が被災地のインターネット環境の整備を支援

IT機器類・ITサービスの無償提供などを通じ、「ITポランティア」の動きが広がりを見せた。

- ○別 ○複奖者への緊急的なICT支援を実施するとの趣旨から、JEITAなどの民間団体が中心となり 「ICT支援応援隊」が設立(4月7日)。民間事業者が岩手・宮城・福島の自治体に対してパソコ ンやブリンターの最低提供支実施。 (結成役約1ヶ月で約500台のパソコン、約100台のプリンターを提供)
- ○被災地の復興活動にインターネットを活用するため、『IDEプロジェクトの呼びかけにより、 「震災復興インターネットプロジェクト」が立ち上がり(3月14日)、気仙沼市や陸前高 田市などの避難所や病院に無線インターネット環境やパソコンを提供。
- O NTT東日本は、震災直後の3月12日より被災地の 特設公衆電話設置を支援。重ねて、各PCメーカー及び ISP(インターネット・サービス・プロバイダー)の協力の もと、遊難所への無料インターネット接続コーナーの整
- 備を推進。 ○インターネット接続可能な公衆無線LANサービスを 無料化する事業者が次々と登場。



無料インターネットコーナーの様子 (NTT東日本ホール゚ーヴょり)

#### 1. (2) - ① 従来には無かった新しいサービスが登場

#### 事業者が自主的に取り組んだケース

業態の異なる事業者間の自主的な取組・連携により、従来には無かった新しいサービスが登場。

- pp) プテレビを受信できない被災地や海外在住者への災害情報提供を目的に、Ustreamやニコニコ 動画は、各テレビ局の地震関連報道番組をインターネット上で同時に放送(3月11日以降)。
- ONHKは、Youtube上に、子ども向け番組やドキュメンタリー番組などを無料で公開。震災 発生後、震災報道続きであったが、通常の番組が視聴可能となることで、被災者の精神的 なケアにつながった(3月13日以降)。
- ○紙媒体での発行が困難となった週刊少年ジャンプなど一部の週刊誌はインターネット上で コンテンツを無料公開(3月24日以降)。
- 〇ヤフー、楽天やAmazonなどECサイトを運営する事業者は、 自治体とも連携しながら、被災地の支援物資のニーズとユー ザーの支援中し出とのマッチングを実施(3月下旬以降)。 〇Googleは、ホンダが保有しているプローブデータを活 用し、被災地の道路の状況の情報を一覧できるサービス を開始(3月15日)。
- ○アブリ開発事業者は、消費者にわかりやすい形で「安否情報確認アブリ」「医薬品検索アブリ」「停電検索アブ リ」などを開発し、無償提供(3月11日以降)。



#### (3)-② 民間事業者が被災地のインターネット環境の整備を支援

民間事業者等は、その他にもインターネット環境整備のためのサービスを相次いで発表。

- 福島、宮城各県の自治体や震災関連情報源サイトのアクセス集中による負荷を緩和し 地震発生後、閲覧が困難だった自治体ホームページが見やすくなるように、サイトのミラーリングを 無償で実施。
- ○避難者情報等の把握や救援物資の管理、被災者証明や家屋罹災証明の発行など、災害時に 必要な行政業務の早期立上げを支援するため、クラウド型「自治体向け被災者支援システ ム」を無償提供。
- ○クラウドを活用した会計業務運用に必要な標準システム機能やWeb会議サービスの提供を通 じ、企業の事業継続活動を支援。
- ○全国の技術者を現地応援要員として継続的に被災地域へ投入、被災顧客への支援を実施
- ○岩手県庁(災害対策本部)と釜石市および大鉛度市(現地対策本部)の間にインターネット衛星です。 ずな1を用いたプロードバント環境を構築。岩手県に可振型地上アンテナ、テレビ電話会議システム2式、無線LAN4式等を設置(3月18日~4月24日)。ハイビジョンTVを用いたTV会議による情報共有、P電話による情報共布、安百情報発信等を可能に。
- 〇岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域の衛星画像地図を整備し、一般利用者向けに公開

#### 1. (2) - ② 従来には無かった新しいサービスが登場

# 行政の働きかけたケース

行政や電力会社等が保有する情報を、2次利用しやすい形式(JPEGやPDFではなくCSV等の形 は、で公表するよう、関係省庁から要請(経済産業省から電力会社等の民間企業へ、総務省から行

電力会社が保有する電力需給情報や計画停電情報等か CSV形式で公表され、一部先行していたサービスと合わせ 多様な新サービスが登場した。

#### (例)

〇東京電力の公表情報を用いて、ボータルサイト事業 者が計画停電や電力使用状況に関する情報をユーザ 一が利用しやすいよう整理して提供。



○東京電力の公表情報を用いて、電力素給情報等をユーザーが閲覧するためのアプリ多くが無償アプリを開発。 経済産業者は、公式Twitterアカウント等を通じて、協力を幅広く呼びかけてこうした動きを後 〇行政機関によるTwitter等のソーシャルメディアを利用した情報発信が活発化(3月13日よ

○行政候側による「同じせて等のソーンヤルメディアを利用した情報発信から発化(3月13日より首相信部がせたが情報)。
○電力会社やサイネージ事業者と連携し、東京メトロ駅構内デジタルサイネージにて、電力使用状 示の掲載を開始。
○開き家院により「助け合いジャパン」が創設(3月18日)。全国のボランティア情報をデータ ベース化し、無料で利用できるWEBサービスとして広く提供。

#### 1. (4) 弾力的な法運用による行政の後押し

情報システムのダウンなどにより、本人確認が進まないなどの事態を防ぐため、柔軟な法解 本人確認ル

- (例) 金融庁などは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行規則を改正し、以下2点を可能に (3月25日付け施行) ・ 口信開設などに必要な本人確認を自己申告で行うことを可能とする。 意実容解のために行われる現金送金に関し、送金先口座が奉ら音解を受けるために開設されたものについては、その額が200万円以下のものに限り、特別に本人確認義務の対象取引からこと。
- ○総務省は、都道府県向け通達を発出し、以下を可能に。 ・転出証明書を発行できない被災市区町村から転入があった場合、転入地において氏名、 住所、転入年月日、生年月日、戸籍の表示等を住民に届け出させ、住基ネットの保有す る本人確認情報を活用することにより転入届を受理することを可能に(3月13日付け通 達)。
  - 達)。 身分証明書などをなくした住民が住民票の写しの交付を求めてきた場合でも、本人確認 ができれば交付することを可能とする通知を地方自治体に発出。本人確認をとる具体的 な方法は、(1)同一世帯の住民基本台帳の記載事項を口頭で述べさせる(2)職員が交付の 請求者と面識があるーといった方法(3月22日付け通達)。
- ○厚生労働者は、被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡(3月11日)。

#### 2. 東日本大震災後で明らかになった現状の課題(1)

(1)「IT」リテラシーと「情報」リテラシー

- 〈課題〉 〈課題〉 〈高齢者をはじめ、「IT」リテラシー(IT機器を使いこなす力)が低い人への情報伝達の遅延が見られたと同時に、地域間の桁差も発生。 /\* YoutterやFacebookといったインターネットを活用したソーシャルメディアが情報の伝達に大きな影響を与え、即時性と事実を伝えるメディアに成長していることが実証された一方で、信息性の低い情報の伝搬やデマの拡散を誘発。「情報」リテラシー(情報を正しく使いこなす力)の差が顕著に。

- ○震災発生直後、ある自治体では、ネットの重要性を理解していた市長の指示で、多数の避難所でのインターネット環境整備が実現。他方、電気やガソリン・食糧・寝具も無い中で、インターネットやバソコンは不要ないし後先度が低いとして、避難所などでのインターネット環境の改善を先送りする。公社を支払いして、必難所などでのインターネット環境の改善を先送りする。公社を支払いる。
- バソコンは不要ないし食先度が低いとして、超種所などでのインターネット環境の改善を先送りする自治体も有」。 のボランティア団体によっては、パソコンやブリンターなどの受け入れに遅れ。 の断片的な情報から判断した消費者の行動により、首都圏のスーパーや小売店で米、水などの買い占めが発生。 のコスモ石油干業製油所の爆発の結果、有害物質を含む両が終るおそれがあるといった誤った情報がソーケルメディアのTwitter上に書き込まれたり、チェーンメールとして展開。一時レインコートや傘が品薄になる状態も発生。

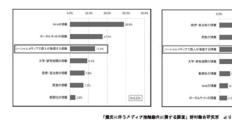
#### 2. 東日本大震災後で明らかになった現状の課題(1)

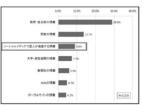
(参考)震災関連の情報に接して信頼度が上昇したメディア、低下したメディア

○ソーシャルメディアの情報は、「信頼性が向上したメディア」・「信頼性が低下したメディア」双方に位置づけ。

# 信頼性が向上したメディア

#### 信頼性が低下したメディア



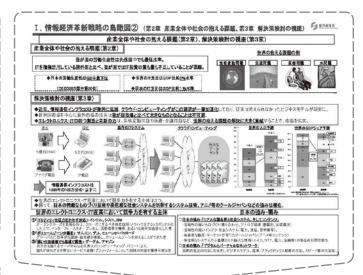


### 「情報経済革新戦略」 政策展開状況について

平成 23 年 6 月 経済産業省商務情報政策局

I. 「情報経済革新戦略」の概要 H225月

# 情報経済革新戦略の鳥瞰図① (第1章 エレクトロニクス・IT産業の現状と課題) 第1章 エレクトロニクス・17定業の現状と課題 エレクトロニクス・打定提出多くの雇用を支える党が国の基料定業 市場拡大の中で中国・側回的から加油 mes\* es gray ◆活去の苦助の原則は10**選挙・ブラックボックス取締の欠知。②過小交費問題**(大計投資への階階)、②内内含志角(活刺品質な製品、ビジネスモデル改革の遅れ) ①福姓・ブラックボックス戦略の欠処 ②過小投資問題 ③内向き志向 請外員企業は「ブラックボックス」と「オープン」を合わせた 選集を観視を挙載し、数争後なを調査 日本全章は<u>量板が悪いた投資を持続</u>する様向が振養 (角内数の基礎の変か数様、<u>愛生水上車、初速が分される</u>機関) ビジネスモデル改革の遅れ (サービス・エンテンクとの動きなど) R.F. 用の日本できませた。 ライベンストル・ションは「月底を、 い世 手後と シススペルーターがドラテント者を 市家が構る込んだ上針にサムソンはジェアを大針(拡大

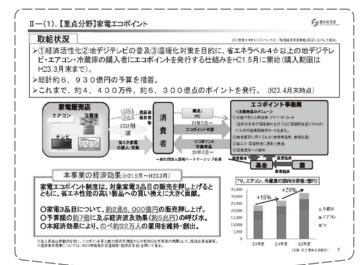




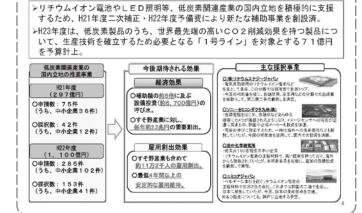
# Ⅱ.「情報経済革新戦略」政策展開状況

E unexo



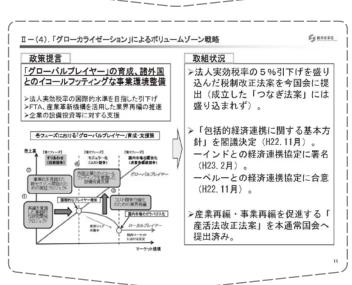




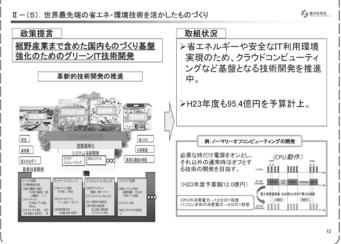


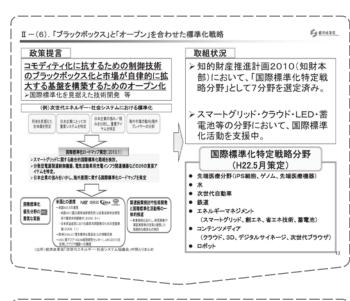
Ⅱ-(2). 【重点分野】低炭素関連産業の国内立地の推進事業

取組状況

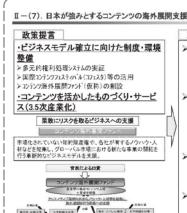












#### 取組状況

- ▶ 多元型権利処理システムの開発と 実用化に向けた実証実験を実施済 み。
- ▶「第4回JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を開催し約130万人を動員。H23年度も8.6億円を予算計上。
- ▶コンテンツ海外展開ファンド(仮称) の早期設立を目指し、準備中。
- クリエイティブ産業の強みを生かしたものづくり・サービスを推進すべく、クールジャパン室を設置済み(H22.6月)。

#### Ⅱ-(9). 基盤となるクラウドコンピューティングの推進

Gunera

#### 政策提言

・イノベーションの促進:大量データを利 活用した新サービス・新産業を創出

・制度整備:「データ」を外部へ/利活用 可能に

>プライバシーに配慮したデータ利活用・流通ルー ル整備・国際協調、データ外部保存促進のための規 制緩和

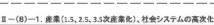
·基盤整備:高信頼性、低環境負荷を武器にイノベーションを支えるブラットフォームを確立

ンデータセンタの国内立地促進(立地支援制度の創 設等)、技術開発・標準化の推進、クラウド時代のユ ーザ・ベンダの人材育成 等

#### 取組状況

- ► H22年度8.6億円、H23年度15.8億円を予算計上。
- 以下のような取組も実施。
- コンテナ型データセンタに対する 建築基準法の運用明確化(H23.3 月)
- 匿名化情報の取扱に関するマニュアルの整備に向けて検討中
- クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドラインの策定(H23.4月)





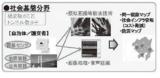
SHARE

### 政策提言

# 産業の高次化(1.5、2.5、3.5次産業化)

> 和本語の根準 シ 組込みソフトウェアの標準化・信頼性向上 > 製造・物流、医療・介護、農業等の分野における データ形式・取扱ルールの標準化 等





### 取組状況

- ▶「どこでもMY病院」構想等の実現に向け、15億円を予算計上し推進中(H22年度補正)。
- 書籍デジタル化につき、様々な表示フォーマットに変換可能なフォーマットに変換可能なフォーマットを開発済み。H23年度は運用ガイドラインを策定予定。
- 医療・交通・社会基盤の分野で、クラウドを利活用した社会的課題解決型新サービス実証事業をH22年度より実施中。
- 車載制御用組込み共通基盤ソフトウェアの構築及び機能安全規格への対応を推進中。
- ▶「中小企業IT経営力大賞2011」の 開催などIT経営を推進中。

### Ⅱ一(10). 産学官連携によるグローバル・クラウド時代の人材育成

Egnour

#### 政策提言

グローバル・クラウド時代の人材育成 >エレクトロニクス技術開発・標準化級点整備 >高度IT人材の育成(情報処理技術者試験、スキル 建権の活用)

スキル標準に基づく専門職種ごとのキャリアパスの策定、普及活動を 実施中。> CBT方式による情報処理技術者試

取組状況

➤ CBT方式による情報処理技術者試験の実施に向けた体制面の整備及び受験者等への普及促進活動を実施中。

▶ 自立的な産学連携による実践的IT 教育の拡大に向けた実証事業等の 取組みを実施中。



# 2011年度JTEC第1回講演会・ 第4回通信・放送国際展開研究会 合同講演会

# テーマ:ICT分野における我が国の強みとその国際展開

### 開催日時

日時:平成23年6月14日(火)、14時~17時 場所:五反田ゆうぽうと 6階 菖蒲の間

# 開催の趣旨

JTEC は設立以来情報通信基幹インフラ整備を中心に開発途上国の持続的成長に貢献しておりますが、最近の情報通信は、この基幹インフラを踏まえて、当該国のニーズに合った社会システムの構築と利活用へと広がっております。

今回は ICT 分野における我が国の強みとその国際展開をテーマにしました。

今回も第4回通信・放送国際展開研究会と今年度 第1回講演会との一体開催です。

### 概要報告

# 1. 第 4 回通信・放送国際展開研究会 (14:00 ~ 15:20)

①講演者:関根 久(経済産業省商務情報政策局 情報通信機器課 情報家電戦略室長)

②演 題:経済産業省における情報関連施策について

③概 要: 関根氏のプレゼンのタイトルは、「スマート社会における競争優位の確保~ IT 融合による 出口主導型システム産業の育成に向けて~」であり、産業構造審議会の報告書を中心に話 されました。「もはや要素技術の強さのみでは勝てない時代に入った」、「日本市場発から最 初からグローバルへ」、「デジタル化・ネットワーク化から IOC・IOT による産業構造変化」、 等刺激的な内容であり、具体的な政策展開を展望されました。

# 2.2011 年度 JTEC 第 1 回講演会

1)  $\neq 0$  1 (15:35  $\sim$  16:35)

①講演者: 小山 公貴(スカパー JSAT 株式会社 執行役員 宇宙・衛星事業本部長)

②演 題:東日本大震災に対する当社の取組みと海外展開について

③概 要:今回の東日本大震災により、スカパー JSAT の衛星の容量は、約25%も増大した。災害時における衛星通信の強みが改めて再認識されたということであった。

2)その 2 (16:35  $\sim$  17:25)

①講演者:平山 守 (JTEC 企画・調査研究部長)

②演 題:西部アフリカ3カ国 ICT ブロードバンド基盤ネットワーク調査結果について

③概 要:アフリカの国々への日本企業は進出は、旧宗主国や最近の中国、韓国、インド等のプレゼンスの向上で厳しい状況ではあるが、嘗て、日本はその技術の信頼性の高さが評価されていた事実はまだ彼らの中に残っている。



関根室長と内海理事長

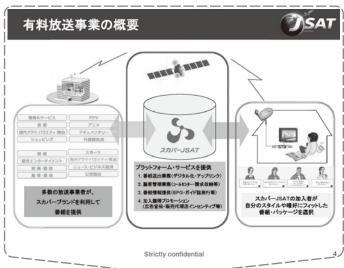


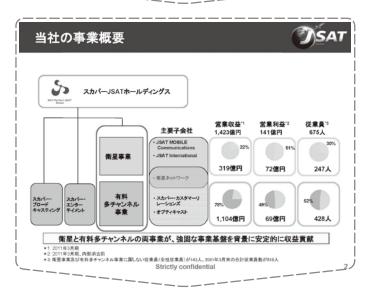
小山講師と平山講師

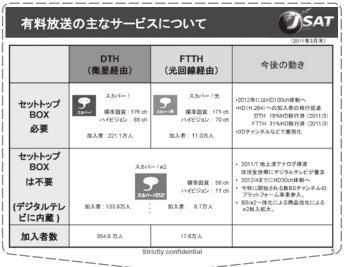
# 「東日本大震災の対する当社の取組みと海外展開について」

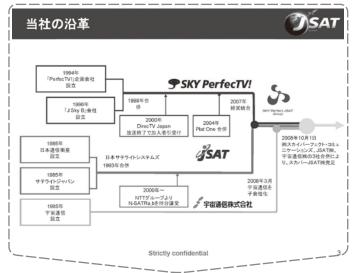
小山 公貴 (スカパーJSAT 株式会社 執行役員 宇宙・衛星事業本部長)

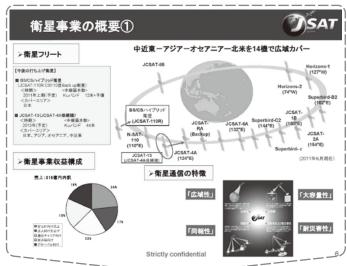
















#### **DSAT** 世界の衛星事業者 衛星事業者 国名 保有衛星数 52機 Intelsat ルクセンブルグ 2,500 SES 44機 2 ルクセンブルグ 2.440 3 Eutelsat フランス 1,400 26機 12機 Telesat カナダ スカパーJSAT 667 14機 シンガポール/ 237 5機 6 SingTel Optus オーストラリア (出所:SPACE NEWS、当社資料) (※)放送用のトラポンを含む。為替は¥82/\$で計算。 アジア地域No.1の衛星事業者、世界でTOP5の規模 欧米の上位衛星事業者との共同ビジネスを創出

Strictly confidential

SAT



# 東日本大震災における当社の取り組み ASAT 当社関連設備 被災状況 衛星回線提供 及び 直営通信サービス (衛星に関する提供部分): 影響なし センター設備拠点: 横浜局、茨城局 山口局、群馬局 茨城局は、4日間の商用停電となったが、自家発電機 および東京圏からの給油継続によりサービスを維持。 同センタでの衛星受信サービスの一郎に支障を来たし たが、横浜局に切替えて対応。 スカパー!放送サービス: 影響なし センター設備拠点: 東京都内に複数

Strictly confidential





**DSAT** 

•地方自治体/(財)自治体衛星通信機構

(LASCOMネットワーク)

被災4県の保有するVSAT総数473。 3月11日大地震・津波発生直後、商用電力が停電、 電話局が機能停止し、ケータイ電話を含む地上系 通信サービスがすべて不通の被災地において、 LASCOMの自治体衛星通信網のみが活躍した役 場が多数あった。

個の字板のつた。 具体的には発災直後より決像5chフル経動で、石 油貯蔵庫の火災映象等を消防や果防災関係者に 退出。音声通信はピーウ時約200回線が検動し、 3月11日の15時~16時の1時間で約4,000通 筋が行われた。





取扱注意

取扱注意





耐震施工により動かなかった防災 システム用ファクシミリ。 Strictly confidential



・衛星通信機器架に設置に問題なし。14

# 利用事例⑤携帯電話会社向け



- 株式会社NTTドコモ(自営車載型基地局及び弊社サービスによる臨時 基地局の増設) また、同社提供の衛星携帯電話(ワイドスター)は当社 保有衛星を利用
- KDDI株式会社(EsBird車載型基地局及び弊社サービス臨時基地局 の増設)





車載型基地局 移動基地局車 (KDDI/EsBirdサービス) Strictly confidential (エヌ・ティ・ティドコモHPより)

# 利用事例③報道機関向け

SAT

取扱注意

• 放送局各社(被災地等映像伝送·SNG)

3月11日から報道機関向け帯域を、ほぼ全て割当

NZ地震対応でSB-B2可動ビームに接続されていたトランスポンダを地 震発生から2時間以内に、日本ビームに接続変更が行われた。



局が運用 放送局SNG局

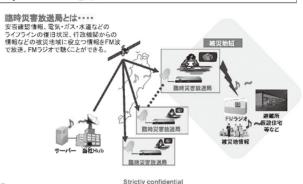


中継車が入るのが困難なエリアにはボータリンクサービス

# 利用事例⑥災害臨時放送向け

**ISAT** 

被災地における臨時災害放送局へ音楽番組等の素材を配信するため、衛星通信 SkyAccessサービスを提供



# 利用事例④災害対策本部・避難所向け 災害対策本部・避難所 支援

ExBirdサービス利用、3月26日から順次開始 VSAT端末、自動捕捉アンテナ、固定アンテナ及び衛星回線を提供。







**I**SAT



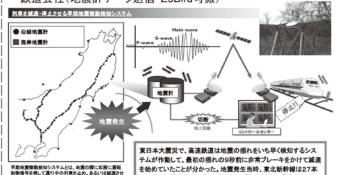


災害対策本部(執務室)

Strictly confidential

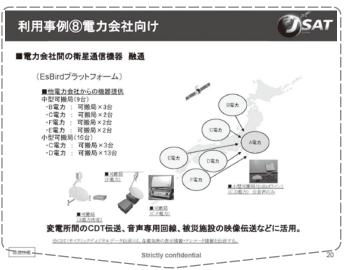
# 利用事例⑦鉄道会社向け

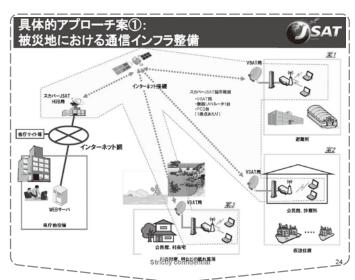
・鉄道会社(地震計データ送信・EsBird可搬)



Strictly confidential

の列車が乗客を乗せて走ってたが、いずれも脱鏡せず停止した。









# \_\_\_\_東日本大震災の教訓

今回の震災で再認識されたこと

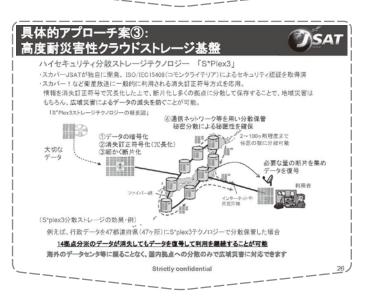
# **P**SAT

**INSAT** 

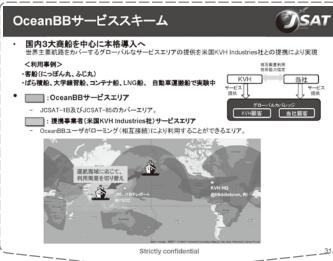
# 1. 衛星電話は発災後の初動時において非常に有効であり、重要

- 機関には配備されるべき。 2. インターネットは自治体の対策本部や避難所において大変有効。衛星インターネット設備は有用な手段であるが、発災後に緊急配備する考え方は、輸送手段の制限により十分に機能し
- ないため、重要拠点には事前に配備されている方が望ましい。 3. 非常用通信設備は、設備操作に特殊な技能やエンジニアを要することなく、可能な限り容易に運用できるものである必要がある。特にアンテナ指向調整等が自律的あるいは簡易に行えることが望ましい。
- 4. 救援に必要な医療情報や、復興時の行政手続に必要な住民情報は喪失させてはならない。被災拠点以外のエリアに複製保管される等の仕組みが望ましい。

Strictly confidential

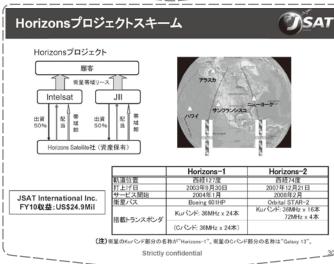




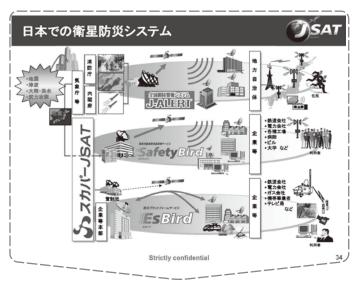






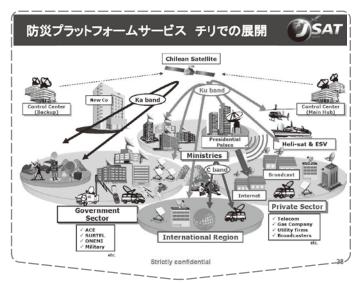




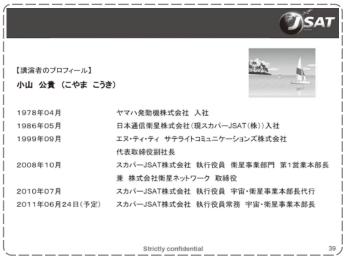












# 「アフリカ諸国におけるICTブロードバンド基盤 ネットワークの現状と展望について」

平山 守

(JTEC企画·調査研究部長)



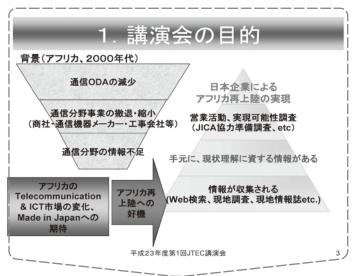
# 2.西部アフリカ調査結果

●基礎情報●Ielecommunication&IGI 情報(サービス、関係機関、光ケーブル網構築、E-サービス)

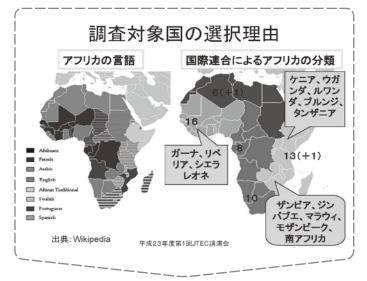
●内戦の影響 ●調査のまとめ

#### 基礎情報 ガーナ リベリア 23.8 6.0 人口 (百万) 面積 23.9 7.1 (万km) GNI/ 590 140 260 (USD) Ghana 金、力力 ダイヤ、金 特産物 ゴム、金、 Liberia ダイヤ 才豆 Sierra Leone 戦後復興 戦後復興 その他

出典:外務省各国地域情報 平成23年度第1回JTE











# Telecommunication & ICT情報(3/4)

	ガーナ	リベリア	シエラレオネ
国際海底ケーブル	運用中:SAT-3, GLO-1 予定:ACE, Main One, WACS	海底光ケーブル (ACE)が陸揚げ予定 (2012年)	同左
地域光 基幹網	トーゴ、ブルキナ ファソ、コートジボ ワールと協議中	ギニア、シエラレオネと 協議中	ギニア、リベリアと 協議中
国内光 基幹網	中国資金で構築、 Vodafone が所有、 他事業者も構築中	地方網構築予定 (WBが支援?)	地方網の光化 検討中
その他	Vodafone GH: NGN (Soft SWへ の切替2010年内)	モンロビアでMAN構築 予定(資金調達中)	フリータウンで MAN構築予定(イ ンド政府の借款)

平成23年度第1回JTEC講演会

. . .

# Telecommunication & ICT情報(1/4)

	ガーナ	リベリア	シエラレオネ
固定電話加入者	267.4	2	32.8
(千)<%>	<1.12>	<0.05>	<0.58>
携帯電話加入者	15,108	842	1,160
(千) <%>	<63.38>	<21.93>	<20.36>
インターネットユーザ	1,297	20	14.9
(千) <%>	<5.44>	<0.51>	<0.26>
ブロードバンド加入者	27.4	N/A	N/A
(千) <%>	<0.11>		

出典:ITU World Telecommunication/ ICT Indicators Database 2010 平成23年度第1回JTEC講演会 Telecommunication & ICT情報(4/4)

	ガーナ	リベリア	シエラレオネ
E-Gov. の取組	電子政府用 Application開発と 政府網構築中,	ICT政策には、各種 申請書のWebsite掲 載、政府網構築の記	E-Government Strategy を作成中
	National Data Center構築検討中	載あり	
E- Learning の取組	ICT政策でICT教 育推進の記載あり インド政府も支援	ICT政策でE-learning 推進の記載あり インド政府も支援	ICT政策にICT人材 育成の記載あり (ICT有スキル教師 の育成等)
E-Health の取組	E-Health政策に、 病院でのインター ネットアクセス環境 整備の記載あり	ICT政策でE-Health の記載あり (医療情報の配信、カ ルテ送受等)	ICT政策IこNational Health Management Information System 構築の記載あり

平成23年度第1回JTEC講演会

. . .

### Telecommunication & ICT情報(2/4)

	ガーナ	リベリア	シエラレオネ
政策 機関	Ministry of Communications	Ministry of Posts and Telecommunications	Ministry of Information and Communication
規制機関	National Communication Authority	The Liberia Telecommunications Authority	The National Telecommunication Commission
通信事業者	Vodafone GH(F+M) (政府資本30%) Zain(F+M) Kasapa (M) Millicom GH(M) Scancom(M) Glo Moble(M) ISP (90社)	LIBTELCO (政府所有、F) Lonestar Cell (M) Comium (M) Cellcom (M) LiberCell (M) ISP (50社)	Sierratel (政府所有、F) Afritel (M) Zain (M) Comium (M) Tigo (M) BB-ISP (12社)

平成23年度第1回JTEC講演会

# 内戦の影響

	ガーナ	リベリア	シエラレオネ
内戦時期		1989-1996年	1992-2002年
		1999-2003年	
対象地域		首都を含む全土	地方
政治の 安定状況	政治は安定、 2000年から GDPが増加	援助機関、民間企 業は2011年の選 挙の結果待ち	政治が安定し、援 助機関の支援、民 間投資が順調
海底 ケーブル	複数海底ケー ブルの利用可	内戦で海底ケー ブルとの接続なし	内戦で海底ケーブ ルとの接続なし
ICT人材 育成	各種施策実施	人材不足が問題	人材不足が問題

平成23年度第1回JTEC講演会

14

# 西アフリカ調査のまとめ(1/3)

	ガーナ	リベリア	シエラレオネ
ブロード バンド サービス 環境	・国際、国内、 MAN、アクセス 網、アクセス拠 点あり ・National Data Center 構築検討中	・国際は通信衛星 に依存、2012年 に海底ケーブル が陸揚げ予定 ・国内基幹網は WBと協議中 ・MAN構築資金を 調達中	・国際は通信衛星 に依存、2012年に 海底ケーブルが陸 揚げ予定 ・国内基幹網の光 化は検討中 ・MANはインドが 支援
想定され るビジネ ス分野	民間のData Center NGNの高度化	国内基幹網、地域 網、MAN、Data Center	国内基幹網、地域網、Data Center

平成23年度第1回JTEC講演会

# 3. アフリカ調査中間総括(1/2)

課題区分	現状
ICT政策策定	調査国の全てが策定済か承認待ち
独立規制機関設立	調査国の全てが設立済。最近設立された 国が多く、経験は浅く、人材不足。
市場の自由化	一部の国で固定電話事業は独占 (ブルンジ、ジンパブエ、ザンビア、モザン ビーク、リベリア、シエラレオネ) 携帯電話事業は自由化

平成23年度第1回JTEC講演会

# 西アフリカ調査のまとめ(2/3)

	ガーナ	リベリア	シエラレオネ
Eサービス	電子政府用Application 開発と政府網構築中、 National Data Center 構築検討中 E-learning, E-Health等 E-サービスの具体化中		項目の具体化を 討中
想定され るビジネ ス分野	Eサービスの 具体化	* 内戦の影響 ビス等も十分 ICT利用環境 に活用し、サー	スの具体化 で教育、医療サー かとは言えない。 を整備し、積極的 -ビス向上を早期 見すべき

平成23年度第1回JTEC講演会

# アフリカ調査中間総括(2/2)

課題区分	現状
ブロードバンド サービス環境 構築・整備	・国内基幹網、政府網構築:下記を除く国で プロジェクトが進行中 (ブルンジ、ジンバブエ、ザンビア、リベリア、 シエラレオス
	・データセンタ構築:一部の国で構築中 ・地域網構築:全地域で協議または具体化中
地域網構業:全地域で協議または   想定される	

平成23年度第1回JTEC講演会

# 西アフリカ調査のまとめ(3/3)

	ガーナ	リベリア	シエラレオネ
ICT人材育成	自立が可能	内戦による人	.材不足が問題
想定される 協力モデル			J等による専門学 派遣への支援を
	・日本政府や企業による支援(例、ガーナを した英語圏地域での人材育成支援)		

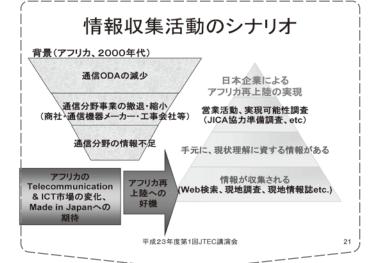
ECOWAS:西アフリカ諸国経済共同体

平成23年度第1回JTEC講演会

# 4. 今後の取組み

- 2008-2010: 13/53カ国を調査、各国のブルードバ ンド環境整備に向けた光ファイバー網の構築状況を 主に調査。
  - ICT市場が急速に拡大(携帯電話が牽引)
  - ブロードバンド環境構築・整備中(電子商取引、電子政府、 その他Eサービス導入が課題)
  - 国際通信は通信衛星と海底ケーブルの複数経路へ
  - 中国資金による基幹伝送路の光化拡大
- 2011-:フランス語圏及びアラビア語圏の情報なし。 ICT市場は変化が早く、情報の陳腐化も早い。
- 2011-:さらなる情報収集が必要??

平成23年度第1回JTEC講演会



西アフリカ調査報告 アフリカ調査中間総括

# ご静聴いただき、有難うございました

# 講師略歷

- 氏名:平山守
- 所属:財団法人 海外通信・放送コンサルティング協力
  - 企画·調査研究部長(E-Mail: m.hirayama@jtec.or.jp)
- アフリカとの関係
  - 1978-1980:ケニア、郵電公社で通信ケーブルの保守業務指導 (青年海外協力隊)
  - 1991&1992:ブルンジ、市内通信網整備計画基本設計調査(JICA)

  - 2005:リベリア、緊急ICT網の詳細設計調査 (WB) 2008:東部アフリカ5カ国、ICTプロードパンド基盤ネットワーク調査 (JKA)
  - 2009:東アフリカ5カ国、"Detailed Pre-Investment Analysis/Study on East African Broadband ICT Infrastructure Network" (EAC/AfDB)

  - 2009: 南東部アフリカ5カ国、ICTプロードバンド基盤ネットワーク調査(JKA) 2010:アフリカにおける我が国のICT国際展開戦略検討に関する調査(MIC)
  - 2010: 西部アフリカ3カ国、ICTブロードバンド基盤ネットワーク調査(JKA)

# 必要な情報(例)

情報源	必要な情報
政府	ICT政策
規制機関	免許付与、周波数配分、 相互接続、US(UAS)等
通信事業者	サービス動向、網の高度化、 拡充計画、課題等
Eサービス提供者と 利用者	サービスの活用状況

平成23年度第1回JTEC講演会

# 補足資料

- ▶ガーナの歴史
- ▶リベリアの歴史
- ▶シエラレオネの歴史
- アフリカの経済
- > アフリカの基礎情報
- ▶ アフリカのTelecommunication & ICT情報
- ▶ アフリカの分割
- 主要なアフリカ言語の分布
- > 地域の取組み
- > 地域網構築

平成23年度第1回JTEC講演会

# 今後の情報収集について 皆様のご意見をお聞かせください

	-2007	2008-2010	2011	2011-
JTECの 活動	Web情報 収集·整 理	各国のICT情報の収 集を、年1回、1カ国1 週間、13カ国実施	Web情報 収集・整理	・情報収集は必要か ・誰がどんな情
資金	-	JKAの補助金+ JTEC自己資金	-	報を必要としているか
情報 提供と 成果	Webサイトに情報 掲載	・各国のICT情報を関係者へ提供(報告書、報告会etc.) ・EACの業務受託 ・LIBTELCOから投資 要請	Webサイト に情報 掲載	・誰が収集した らよいか ・活動資金はど うするか

平成23年度第1回JTEC購溜会

23

# ガーナの歴史

- 15世紀、ポルトガル人が金と象牙を求めて調査団派遣、ゴールドコーストを発見、以後、貿易開始、貿易保護のため砦を建設(場所はエルミナ)、サハラ以南最古のヨーロッパ建築。 その後、ドイツ人、デンマーク人、イギリス人、オランダ人が来航し、貿易を実施。19世紀後半イギリス人のみが残った。
- 17世紀、アシャンテ人がヨーロッパ人から入手した銃火器で周辺住民の優位にたち、アシャンテ王国を建設、ヨーロッパ人相手の奴隷貿易で繁栄した。19世紀、奴隷貿易は衰退(英国、1833年奴隷制廃止)とともにアシャンテ王国の財政基盤が弱体化。
- 20世紀初頭に英国の植民地となった。
  - 民族運動が活発化、1956年独立、サハラ以南発の独立国となった。 (1960年、ンクルマ大統領就任)
- 同大統領は汎アフリカ主義、社会主義を提唱するも財政悪化によりクー デターで失脚。その後混乱が続いたが1981年に軍政がしかれた。軍政 はIMFやWBの構造調整計画を受け入れ所得拡大と経済・政治の安定 化を実現。1992年民政に移管。以後政治は安定している。

平成23年度第1回JTEC譴瀉会

# リベリアの歴史

- 1847年解放奴隷により建国され、独立した。 (合衆国憲法を規範とした憲法を制定)
- ・ 1973年、日本大使館を設置
- 1989年から2003年の間に断続的に2度の内戦勃発。
- ・ 1990年、日本大使館員の国外退去
- 2003年、移行政府発足
- 2004年、日本大使館閉鎖、ガーナ大使館による兼轄
- ・ 2005年、大統領及び上院・下院選挙実施、 女性大統領(ジョン=サーリーフ)
- 2011年、内戦後初のリベリア選挙管理委員会による選挙を実施予定
- 首都のモンロビアの名称は、米国第5代大統領、ジェームス・モンローから。

平成23年度第1回JTEC講演会

# アフリカの基礎情報

)10年	1,033(15%)	1,214	1,354	6,908
)50年	1,998(22%)	1,613	1,417	9,150
面積2* (万km²)		329	960	14,889
	50年	950年 1,998(22%)	50年 1,998(22%) 1,613	950年 1,998(22%) 1,613 1,417

#### サブ・サハラの人口:

2010年820.1百万人(アフリカ全体の80%)、 2050年1,753百万人(アフリカ全体の87%)、 面積:2,424万㎞(アフリカ全体の80%)

出典:1は世界人口白書2010、

2/±Wikipedia

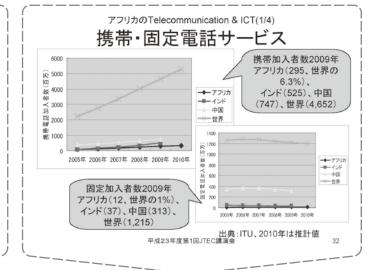
平成23年度第1回JTEC購演会

3

# シエラレオネの歴史

- 18世紀末イギリス等からの解放奴隷の居住地となる。
- 1808年、イギリス領植民地となる。
- 1961年、イギリス連邦の一員として独立。
- 1971年、共和国となる。
- 1978年、新憲法制定、単一政党制導入。
- 1992年-2002年、内戦(政府軍と反政府勢力)、 ダイヤモンド鉱山の支配権をめぐり大規模化。
- · 2002年、大統領·議会選挙実施
- · 2007年、大統領·議会選挙実施

平成23年度第1回.ITFC講演会



# アフリカの経済(名目GDP,2010年)

2009年、アフリカ52カ国のGDPの合計は1兆1848億ドル(約100兆円)、全世界の約2%。

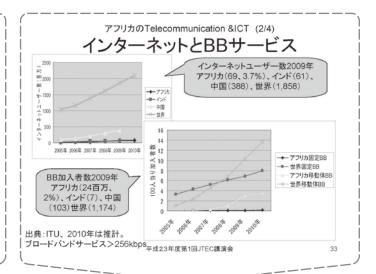
アフリカ1国の平均GDPは227億ドル(約2兆円、鳥取県とほぼ同じ)

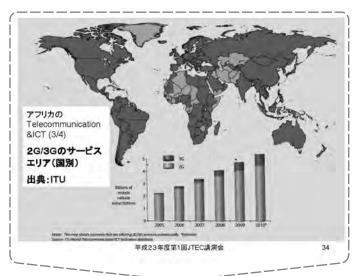
順	国名	単位	順	国名	単位		
位		100万ドル	位		100万ドル		
1	南アフリカ	354,414	6	アンゴラ	85,808		
2	エジプト	216,830	7	リビア	77,912		
3	ナイジェリア	206,664	8	スーダン	65,930		
4	アルジェリア	158,969	9	チュニジア	43,863		
5	モロッコ	91,702	10	ケニア	32,417		

出典:IMF, Wikipedia

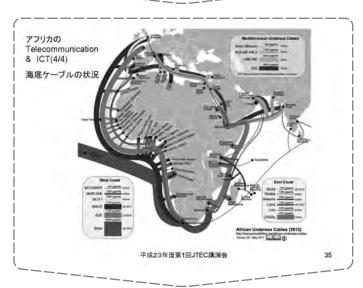
平成23年度第1回JTEC講演会

30

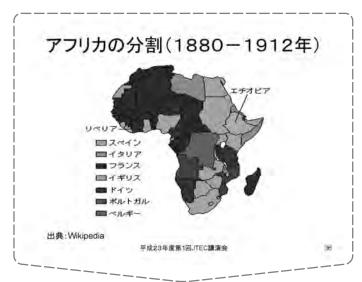














# 「一般財団法人への移行とJTECの役割」

小嶋 弘(前専務理事)

去る6月29日 JTEC は一般財団法人への移行申請書を内開府公益認定等委員会に電子申請致しました。これは平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革関連3法に則ったものであり、今後の円滑な認可を期待しております。

申請書準備につき御指導・御協力いただきました、旧主務官庁、評議員、理事、賛助会員等の関係の 皆様に厚く御礼申し上げます。

そもそも、この度の公益法人改革の目的は「民間 非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による 公益の増進に寄与すること」とされております。

JTECは設立以来、通信・放送分野において、当該産業界を中心とする民主導による国際協力活動を通じて、開発途上国の持続的発展及び当該分野における我が国の発展向上等公益の増進に貢献してまいりました。

今日、グローバル化の進展の中、改めて国際相互 理解の促進が強調されておるところ、JTEC が長 年に亘り実施してきた国際協力活動の重要性は今 後一層加速していくものと確信しております。 このような認識を踏まえて、今後の JTEC の事業は、移行後も現在の事業を継続的に実施することにより公益の増進に寄与することが妥当であると判断いたしまして、一般財団法人への移行申請を行いました。

新公益法人制度においては、ガバナンスが強化される一方、法人の自主的・自律的運営が可能となる制度となっております。

これに伴い、新たな機関設計が求められますが、 新法人における評議員、理事には、関係の皆様の御 理解と御協力により、最も適切な方々にお願いす ることができました。

改めて関係の皆様に厚く御礼申し上げます。

一般財団法人認可の暁には、新体制の下、発展途 上国の良きアドバイザーとして、且つ、我が国情報 通信産業の国際展開の露払い役として事業を展開 してまいりますので、関係の皆様には、一層の御指 導・御鞭撻の程宜しく御願い申し上げます。

# **2011年度事業計画書** (2011年4月1日から2012年3月31日まで)

# I事業方針

情報通信分野において、海外諸国特に開発途上にある海外の地域との相互理解の促進と国際協力の推進並びに我が国 ICT 産業のグローバル展開を促進することは極めて重要である。

JTECは設立以来、国際協力を通じてこの分野において豊富な経験とノウハウを蓄積しており、開発途上国からは、中立・公正なコンサルティング機関として信頼を築いてきたところである。

JTECとしてはこれまでの実績を踏まえ、開発途上国の良きアドバイザー・パートナーとして引き続き当該国の持続的成長に貢献するとともに、我が国の強みを活かした ICT 企業の海外展開に寄与することとする。

このような認識に立脚し、今年度は下記の事業 方針に基づいて事業を実施するものとする。

# 1 特例民法法人から一般財団法人への移行

一般財団法人への移行認可申請手続について は、昨年度、新設の評議員選定委員会において評 議員が選定されたところである。

移行法人に事業については、JTEC のい従来から事業を継続して実施するとともに、この実績を踏まえて我が国の ICT 産業の国際展開支援を積極的に実施することとする。

また、移行に関わる事務処理の円滑な推進に努めるものとする。

# 2 案件形成のための事前調査の強化

近年の開発途上国のプロジェクトは、ICT インフラ構築からこれを踏まえた利活用の開拓、更には事業運営型のビジネスモデルへのシフトしている。

従って、案件形成のためには包括的・総合的な 事前調査を行って当該国の持続的成長のために 最適な調査を実施することが極めて重要である。

このため、JTECは、目的、対象国、対象分野、期待される利活用効果等を十分勘案しつつ事前の調査を進めるものとする。特に、いわゆる、パッケージ型インフラ輸出案件を視野に入れたモデル形成に積極的に取り組むこととする。

# 3 財務基盤、人材基盤等事業基盤の強化

事業基盤強化には財務基盤の強化が必須であるので、引き続きコスト削減に努めるとともに財務基盤の強化に努めるものとする。

一方、近年のODAの縮小、特にICT分野の激減等により、多くの企業・法人が国際分野から撤退し、多くの国際分野の企業やベテラン人材が各方面に分散しているので、この散逸した経験者・専門家を結集して、人材基盤の強化を図る必要がある。

JTECとしては、上記のコスト削減を踏まえつつ、その範囲内で人材の充実を図るものとする。そのため幅広い分野の取組みが可能となるような人材結集の仕組みを構築し、その利活用については、積極的な情報収集と情報発信に努めるものとする。

# Ⅱ事業計画

### 1. 国際相互理解促進に関する事業

#### (1)情報発信の強化

情報通信技術に関する国際協力・協調及び相互理解の推進に資するとともに、情報発信の強化を図るため、国際協力に関する各種事業への協力及び参加、情報の収集及び関係者への提供(講演会・セミナー・研究会の開催、JTECレポートの発行、メールマガジンの発信、ホームページによる情報公開の充実等)を継続・推進する。

### (2) 当該国情報の充実

現地調査等において得られた情報及び我が国の情報通信の現状に関する情報をデーターベース化し、これを積極的に紹介することにより当該国の持続的成長に貢献する。

(3) 国際相互理解促進への寄与

(1)、(2)の内容は積極的に公開することにより、国際相互理解の促進に寄与する。

# 2. 研修人材育成等に関する事業

### (1)研修等の実施

国際協力において人材育成が最も重要である。 ICT に関する最新の政策、技術当に関する研修を 企画し、開発途上国からの研修員受入れを関係機 関の協力のもと実施するものとする。アジア太平 洋電気通信共同体 (APT) の研修の企画提案、研 修員受入れ、業務受託等についても積極的に取り 組むものとする。

### (2)専門家の派遣等

開発途上国からの要請に基づき通信・放送等 分野の技術指導のため、必要に応じて専門家を短 期派遣するとともに、開発途上国の関係者をわが 国に招聘し協力プロジェクトについて理解を深 めるものとする。

(3)各分野の経験者の結集により迅速な対応が可能となる人材活用スキームの構築

各分野に散在している ICT 分野の国際協力の 経験者・専門家のノウハウの継承と人材の育成 を図り、幅広い分野の取組みが可能となるよう、 国際人材登録等による人材結集の仕組みを構築 し、その利活用について国際人材育成セミナー等 の機会を設定し積極的な情報収集と情報発信に 努めるものとする。

# 3. 海外諸国における案件発掘・

### 形成活動のための事前調査事業

(1)海外諸国の情報通信に関する事前調査の促進 プロジェクトの発掘・形成を目指して、案件形 成の前に海外諸国の情報通信に関する調査を積 極的に実施する。特に我が国の強みを活かし、且 つ、開発途上国の持続的成長にも貢献するような テーマを選択して、当該国のネットワーク等の現 状・動向の把握や、開発途上国に適した情報通信 システム等に関する調査研究を積極的に実施し て、案件形成に資するものとする。具体的には以 下の事項について計画する。

- · e-gaverment 等の利活用分野の調査
- ・ラオス国の e-health プロジェクトを足掛かり とする ICT 関連案件形成のための調査(ラオス)
- ・ナショナルデータベース整備案件形成のため の調査
- ・放送設備更改案件形成のための調査(メキシコ 教育テレビ研修センター等)
- ・PPP や BOP 等のビジネスモデルによる ICT 関連産業の海外進出支援のための調査
- ・当該国に適した光アクセスシステムに関する調査

# (2)外部競争的資金の積極的活用

財団法人 JKA の補助金や APT の J2 プロジェクト等については今年度も有効に活用して以下の調査を実施する。

- ・開発途上国の光ケーブルアクセス網改善プロ グラム案件発掘・形成調査
- ・ASEAN 地域における IT 分野 3 R 事業展開促 進調査
- ・グアテマラ公共放送局設備デジタル化計画調査

# 4. コンサルティング事業

(1)アンゴラ・テレコム通信網整備拡充計画

2008年から開始した同業務は、西地域、東地域とも、2010年5月に終了した。未収入金の回収については、日本政府等の協力も得つつ引続きその促進に努めることとする。

(2)ベトナム南北海底光ケーブル整備計画(円借款) 2005年から(財) KDDI エンジニアリング・アンド・コンサルティング(現(財) KDDI 財団)と共同で実施中の同業務は、Phase II 価格・総合評価業務を実施中であり、未収入金回収の課題もあるが、引き続き推進に努めるもこととする。

(3)インドネシア沿岸無線整備事業(IV)(円借款) 2006 年から(株)パンテル・インターナショナル と共同で実施中であり、引き続き円滑な推進に努 めることとする。

(4)バングラデシュ通信網整備事業(円借款)

2010年12月からISインターナショナル㈱と共同で業務を開始し、現在実施中である。

# Ⅲ その他

# (1)移行に伴う事務処理の円滑な推進

特例民法人から一般財団法人への移行に伴う 事務処理は相当の準備を要するので、関連機関と の調整を図って円滑な推進に努めるものとする。

#### [附記]

現在、当財団は一般財団法人への移行認可申請 手続きの準備中であり、移行認可となった場合に は、移行登録日の前日をもって、特例財団法人と しての事業年度は終了することになっている。

# **2011年度収支予算書** (2011年4月1日から2012年3月31日まで)

# 収支予算表

単位:千円

				単位:千円
科目	予算額	前年度 予算額	増減	備考
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1)経常収益				
①基本財産運用益				
基本財産受取利息	18,000	18,000	0	
②特定資産運用益				
事業活動継続積立資産受取利息	400	400	0	
③受取会費				
賛助会員受取会費	69,475	78,545	△ 9,070	
④事業収益				
コンサルティング事業収益	129,428	271,538	△ 142,110	
調査研究収益	1,000	1,020	△ 20	
研修等収益	18,000	40,700	△ 22,700	
⑤補助金収益				
JKA補助金収益	1,150	1,669	△ 519	
⑥雑収益	1,100	1,000		
その他収益	100	100	0	
経常収益計	237,553	411,972	△ 174,419	
(2)経常費用	207,000	111,072	<u> </u>	
事業費				
役員報酬	4,615	17,219	△ 12,604	
給料手当	40,541	27,795	12,746	
借役費	0	6,500	$\triangle$ 6,500	
法定福利費	6,307	6,580	△ 0,300 △ 273	
退職給付費用	913	2,051	$\triangle$ 1,138	
減価償却費	480	675	△ 1,136 △ 195	
業務委託費	71,193	179,335	$\triangle$ 193 $\triangle$ 108,142	
現地行動費	600	9,128	8,528	
旅費交通費	52,355	92,835	$\triangle 40,480$	
会議費	393	92,633	295	
	569	105	295 464	
通信運搬費	1	1		
消耗品費 保守修繕費	271	441 952	$\triangle 170$ $275$	
	1,227	1		
印刷製本費	827	959	△ 132	
水道光熱費	449	91	358	
賃借料 ※抹茶場	21,128	19,460	1,668	
為替差損	0	0	0	
教育訓練費	0	49	△ 49	
交際費	112	42	70	
図書資料費	214	189	25	
諸謝金	2,768	2,464	304	
租税公課	363	42	321	
会費組合費	994	1,239	△ 245	
支払手数料	380	603	△ 223	
雑費	67	994	△ 927	
事業費計	206,766	369,846	△ 163,080	

単位: 千円

		•		単位:千円
科目	予算額	前 年 度 予 算 額	増減	備考
管理費				
役員報酬	4,093	12,990	△ 8,897	
給料手当	12,802	11,912	890	
借役費	0	0	0	
法定福利費	1,992	2,820	△ 828	
退職給付費用	843	1,893	△ 1,050	
減価償却費	88	131	△ 43	
業務委託費	0	0	0	
現地行動費	0	0	0	
旅費交通費	21	111	△ 90	
会議費	124	42	82	
通信運搬費	180	45	135	
消耗品費	86	189	△ 103	
保守修繕費	387	408	$\triangle$ 103 $\triangle$ 21	
印刷製本費	261	411	$\triangle$ 21 $\triangle$ 150	
水道光熱費	142	39	103	
<b>賃借料</b>		1		
為替差損	6,672	8,340	△ 1,668	
教育訓練費	0	0	0	
交際費	0	21	△ 21	
図書資料費	35	18	17	
	67	81	△ 14	
諸謝金	874	1,056	△ 182	
租税公課	115	18	97	
会費組合費	314	531	$\triangle$ 217	
支払手数料	120	150	△ 30	
推費 (************************************	21	426	△ 405	
管理費計	29,237	41,632	△ 12,395	
経常費用計	336,003	411,478	△175,475	
評価損益等調整前当期経常増減額	1,550	494	1,056	
当期経常増減額	1,550	494	1,056	
2. 経常外増減の部				
(1)経常外収益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2)経常外費用				
支払利息	1,437	1,300	137	
保証料	4,498	4,994	△ 496	
支払手数料	659	1,278	△ 619	
経常外費用計	6,594	7,572	△ 978	
当期経常外増減額	△ 6,594	△ 7,572	978	
当期一般正味財産増減額	△ 5,044	△ 7,078	2,034	
一般正味財産期首残高	1,063,640	1,070,718	△ 7,078	
一般正味財産期末残高	1,058,596	1,063,640	△ 5,044	
Ⅱ.指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	18,000	18,000	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	200,000	200,000	0	
指定正味財産期末残高	200,000	200,000	0	
Ⅲ. 正味財産期末残高	1,258,596	1,263,640	△ 5,044	
世· 近怀别连别不残局 	1,258,596	1,263,640	△ 5,044	

# 2010年度事業報告書

(2010年4月1月から2011年3月31日まで)

# I 概 要

財団法人海外通信・放送コンサルティング協力 (JTEC) の 2010 年度の事業については、第 72 回理事会 (2010 年 3 月 19 日開催) で承認された事業計画書及び収支予算書並びに第 74 回理事会 (2010 年 10 月 26 日開催) で承認された収支予算書(変更後)に基づき、活勁を実施した。

事業活勁については、コンサルティング事業における継続プロジェクト及び新規プロジェクトの推進に努めるとともに、国際協力事業においては、案件形成のための事前調査及び開発途上国との人材交流等を図るための受入研修を実施した。

2010 年度も,基本財産運用収入の低減していることから、金融機関からの借入金の返済期限の延長を図るとともに、賛助会員の維持継続に努め,一層のコスト削減等に努めた。

新公益法人制度対応については、一般財団法人 への移行を前提に,認可申請手続きに向けての準 備を進めた。

# Ⅱ 事 業

#### 1. コンサルティング事業

(寄付行為第4条(1).(2).(3))

前年度から継続するプロジェクト(アンゴラ・テレコム関係 2 件、ベトナム関係 1 件、インドネシア関係 1 件)及び新規プロジェクトのコンサルティング業務について、その着実な実施に努めるとともに、新たな案件に対する取組みにも努めた。主な実施状況は、以下のとおり。

# (1)アンゴラ西地域 NGN 整備計画

アンゴラ共和国 18 州の内、西部地域の 9 州(ルアンダ市内を除く)を対象地域とし、光ファイバーケーブル国内基幹伝送路綱(約 3,400 km)を構築して各州の州都及び周辺の都市を光波長多重通信(WDM)で結び,かつ加入者アクセス綱を整備・拡充するものである、本コンサルティング業務契約は、2007 年 10 月にアンゴラ・テレコムと

当財団の間で締結され、2008年1月にコンサルティング業務を開始した。コンサルティング料の滞納問題のため 2009 年 6 月に業務を一時中断して関係機関の協力を得ながら回収に努めてきたが、2010年5月には業務を終了し、引き続き、日本政府の協力も得つつ未収入金の回収に努めている。

### (2)アンゴラ東地域 NGN 整備計画

本プロジェクトは.アンゴラ共和国 18 州の内、東部に位置している 9 州を対象地域とし、西地域 NGN プロジェクトと同様に光ファイバーケーブル国内基幹伝送路網 (3,000km) を構築して各州の州都及び周辺の都市を光波長多重通信 (WDM) で結び、且つ加入者アクセス綱を整備・拡充するものである。

本コンサルティング業務契約は,2007 年 10 月にアンゴラ・テレコムと当財団の間で締結され、2008 年 8 月にコンサルティング業務を開始した。コンサルティング料の滞納問題のため 2009 年 9 月に業務を中断して、関係機関の協力を得ながら回収に努めてきたが、2010 年 11 月には業務を終了し、引き続き未収入金の回収に努めている。

### (3) ベトナム南北海底光ケーブル整備計画

(円借款案件)

2003 年 3 月に円借款の供与が決まった本プロジェクトのコンサルティング業務につ

い て、VNPT(Vietnam Posts and Telecommunications Group) より受注し,2005 年 1 月から,当財団と KEC(現(財)KDDI財団)との共同体によるコンサルティング業務を開始した。

施工業者選定に関する入札公示が2008年1月になされたことを受け、昨年度に引き続き、応札者から提出されたプロポーザルの評価(技術・価格・総合評価)の段階にあるが,先方事情により業務は中断している。

なお、コンサルティング料の未収入金があり、 その回収に取り組んだ。

(4)インドネシア沿岸無線整備事業(N)

(円借款案件)

本プロジェクトのコンザルティング業務は、

インドネシア運輸省海運総局から受注し、2006 年8月からインドネシアにおいて、当財団と㈱パンテル・インターナショナルとの共同体により開始した。コンサルティング業務は、概ね順調に推移しているが、サイト敷地購入遅延、他のプロジェクトとの鉄塔共用等に伴う設備設計変更、及び円借款ローン残額を利用した新たな設備更新計画に伴い、本コンサルティング業務の期間を2012年5月まで延長するよう客先と調整を続けた。

### (5)バングラデシュ通信 NW 改善事業

(円借款案件)

2010 年 11 月、㈱アイエスインターナショナルとの共同体(代表: 当財団)により、Bangladesh Telecommunications Company Limited からコンサルティング業務を受注し、2010 年 12 月より、現地調査、調達図書作成のための業務を開始した。

本事業は、同国における基幹通信回線などの通信インフラを整備することにより、通信サービスの量的・質的改善を図り、民間セクター発展のための投資環境の整備に貢献することを目的とするものである。

(6) ベトナム地方部インターネット利用拡充事業 (円借款案件)

ベトナムの貧困省の一つであるボアビン省の 地方部において、ブロードバンド・インターネット通信及び電子政府確立に必要な資機材の供与、 地方部住民をターゲットとしたコンテンツ(保 健・衛生情報や営農情報)の開発、ICT 利用に係 る人材育成を行うことにより、同国の経済・社会 発展、貧困削減、行政機能の向上に寄与すること を目的とする円借款プロジェクトである。

2011年3月、ベトナム情報通信省へ、情報通信省対応のコンサルティングサービス公募に対する関心表明を提出した。

#### 2. 国際協力事業

(寄付行為第4条(3).(4).(6).(8))

国際協力の一環として、関係機関の協力を得ながら開発途上国(主にアジア及びアフリカ地域)の通信及び放送分野におけるパイロット・プロジェクト、研修員の受入れ等の業務を行った。

2010年度の主な業務の実施状況は、以下のとおり。 (1) ラオス国ルーラル地域における ICT による保 健医療環境改善パイロット・プロジェクト

2009 年度に実施した「ラオスの医療分野における ICT 効果的利用のための遠隔医療コンテンツ研究」の研究成果を踏まえ、関係企業、ラオス国国家郵便電気通信庁等と共同して提案した「ラオス国ルーラル地域における ICT による保健医療環境改善パイロット・プロジェクト」(Pilot project for the improved Health&Medical enviroument with ICT for rural areas in Lao P. D. R) が、APT の「デジタル・ディバイド解消のためのパイロット・プロジェクト」(APT[EBC-J3]) として採択され、同国において、首都ビエンチャンの中央病院とルアンパバン県病院とをネットワークで結び、ICT によるルーラルエリアの医療環境改善を目指して、機器等の設置、人材教育、システム運用を開始した。

現地で開催されたオープニング・セレモニー (2011年2月)には、保健省等のラオス国政府関係者や、在ラオス日本国大使館・総務省・関係企業等の関係者、当財団からは理事長他が出席した。

なお、2009 年度実施した「ラオスの医療分野における ICT 効果的利用のための遠隔医療コンテンツ研究」(APT[EBC-12]) について、2010 年 5 月に東京で開催された APT 開発フォーラム (ADF) において、成果報告プレゼンテーションが実施された。

(2)フィジー南太平洋大学 ICT キャパシティ ビルディングプロジェクト(第一次)

本件(JICA 技術協力プロジェクト)を JICA(独立行政法人国際協力機構)から受託した(株)パデコからの協力要請に基づき、2010年2月から情報技

術専門家1名を同国へ派遣した。

本プロジェクトは、フィジー等の南太平洋諸が 共同設立した南太平洋大学における、衛星ネット ワークを通じた加盟各国への遠隔教育提供能力 向上等の支援を目的とするものである。

#### (3) 受入研修

アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) へ提案 し採択された受託研修を次の通り実施した (表 1 を参照)。

また、現在、実施中のコンサルティング事業「イ

2009 年度	研修コース	人数	対象国	研修実施機関	備考
10.7.12 – 10.7.30	我が国におけるブロード バンド及び移動通信の動向	11	バングラデシュ、ブータン、中国、 イラン、モルディプ、モンゴル、 ミャンマー、ネパール、パプア ニューギニア.タイ,ベトナム	KDDI 財団、 NTT 東日本、 NTT―AT. ウィルコム、UQ	ЕВС —Ј4
2010 年度	研修コース	人数	対象国	研修実施機関	備考
10.10.6 - 10.10.13	次世代ネットワークの サービス / ソリューシ ヨンとその標準化	9	バングラデシュ、モルディプ、 パキスタン、パラオ、フィリピン、 スリランカ、タイ、トンガ、ベトナム	総務省、NTT, OKI,NEC,TTC	ЕВС—Ј1
11.1.13 – 11.3.2	ブロードバンド化を支える アクセスネットワーク技術	7	ブータン、中国、モンゴル、 ネパール . パキスタン、 フィリピン、タイ	NTT 東日本、 NTT – AS 研、 NTT—ME、 JAXA,au,QR	
11.2.24 – 11.3.2	Good Governance 実現の ためのナショナル・データ ベース構築技術	11	アフガニスタン、バングラデシュ、 ブータン、カンボジア、中国、 モンゴル、ネパール、パキスタン、 スリランカ、タイ、ベトナム	NEC	
			バングラデシュ、ブータン、カンボジア、		

表1 受託研修の内訳

(注)EBC: Extra Budgetary Contribution fronm MIC, Japan

タイ、ベトナム

中国、イン、モンゴル、ミヤンマー、

ネパール、パキスタン、スリランカ、

ンドネシア沿岸無線整備事業 (IV)」の対象機関であるインドネシア運輸省(海運総局)の職員を対象に「沿岸無線システム管理者研修」(11.5-12.3、10名)を実施した。

ブロードバンドを活用した

災害対策の強化

12

11.2.28 -

11.3.18

さらに、我が国のナショナル・データベース構築技術の国際展開を期して、エチオピアから当財団が独自に招聘して、同技術に関する研修を実施した(2.28-3.2、1名)。

#### (4) 欧州安全保障協力機構 (OSCE) への協力

外務省からの要請に基づき.欧州安全保障協力機構 (OSCE)経済・環境委員会において、日本政府が担当するテーマ「IT技術を活用した国境通過

のための通関手続の最適化」に関連して、同委員会での、「光ファイバーケープルによる地域網構築方法」に関する講演の依頼が当財団にあり、2010年11月、ウィーンに出向いて講演を行った。参加者は、米、露、EU加盟国の30カ国60名。

官公庁(9機関)

民間企業(10社)

EBC-J4

#### (5)無線ブロードバンドワークショップ(APT)

2010 年 8 月~ 9 月にパラオで開催された APT の「無線ブロードバンドワークショップ」に当財団も参加し、資料発表を行った(The Future of Wireless BB in the Pacific Island Nations; Introducing the New JaPan Pacific ICT Centre at USP)。

# (6) 地上デジタル放送日本方式採用国への

放送機材供与

総務省からの協力要請に基づき、地上デジタル 放送日本方式 (ISDB-T) を採用した南米諸国に対 する放送機材供与に協力することとし、2010年3 月に、日本放送協会から放送機材の無償譲渡を受 け、総務省と連携して、4月にアルゼンチン国営放 送(RTA)へ無償譲渡を行った。

- (7)政府主催会議への参画
- ①経済産業省主催の産業構造審議会貿易経済協力分科会インフラ・システム輸出部会の情報通信分野 WG に参画した。
- ②総務省主催の ICT グローバル展開の在り方に 関する懇談会のプロジェクト案件形成 WG に 参画した。
- (8) ITEC 国際人材登録事業

当財団の国際協力事業の展開に必要な人材を 確保するため、ホームページにおける人材登録 の準備を進めた。

3. 調査研究事業(寄付行為第4条(5)、(7)、(8))

コンサルティング事業及び国際協力事業の推 進に資するため、以下のとおり海外諸国に関する 通信・放送等分野の調査研究を実施した。

(1)平成 22 年度開発途上国の通信情報基盤に 関する調査研究等(競輪補助事業)

財団法人 JKA に対して要望し交付を受けた競輪補助金により、次のとおり市場調査を行った。
①西部アフリカ 3 力国 ICT ブロードバンド基盤 NW 調査西部アフリカ 3 力国(ガーナ、リベリア、シエラレオネ)における ICT ブロードバンド基盤ネットワークの整備状況を中心とした ICT 市場動向を把握するため、平成 22 年 8 月、調査団を派遺し現地調査を実施した。その結果、調査対象国の ICT 政策、通信市場、ブロードバンド・ネットワーク整備状況、ICT 利用状況、ICT 人材育成状況等に関する情報が得られた。今後、これらに基づき、我が国企業が、当該国内光ファイバー基幹網構築、ICT 人材育成、e-health 等の ICT 利活用分野等において参入することが期待される。

なお、その後、リベリアの通信会社から、首都モンロピアでの光ファイバー・ネットワーク構築計画への資金協力の要請が、当財団へあった。

また、本件調査結果については、情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)からの依頼により、同会のプロジェクトメンバーに対して講演による情報提供を行った。

②ボリビア TV 国営放送局設備拡充調査

南米諸国においては、既にブラジル等が日本方式の地上デジタルテレビ放送方式を採用しているが、まだ方針決定がなされていなかったボリビアが、円借款の可能性が高く、地上デジタルテレビ放送の教育面での活用を前向きに検討中でもあったことから、平成22年6月、同国へ調査団を派遣し、日本方式のPRと現地テレビ放送設備の現況調査を実施した。今後、本件調査結果に基づき、我が国企業が、商談ベースやODA支援により同国市場へ参入することが期待される。

なお、調査結果の概要については、第2回 JTEC 講演会(2011.1.25)において周知を図った。

(2) 平成 22 年度インフラ・システム輸出

促進調査等委託事業(経済産業省)

エチオピアにおけるナショナルデータベース整備計画の事業展開に向け、関係企業とのコンソーシアムにより、2011年2月、経済産業省の公募に応募した。

(3)コンゴ地上テレビ放送デジタル化調査(総務省)

日本方式の採用に向けた取組みの推進について我が国と合意したアンゴラとも連携しつつ、アフリカ諸国における地上デジタル放送日本方式 (ISBD-T) の普及を図るため、総務省からの協力要請により、コンゴの放送設備についての情報収集を行うこととしていたが、東日本大震災の発生に伴い、中止となった。

(4)講演会の開催

次のとおり講演会を開催した(各回  $50 \sim 70$  名の参加者)。

第1回は、平成22年度情報通信月間参加行事 として、情報通信月間推進協議会の協賛を得て実 施した。

開催日等	内 容
第1回 (2010.06.02) (情報通信月間参加行事)	テーマ:ICT 分野における国際協力の実践と持続的成長への貢献 講 師: 内海 善雄(当財団理事長) 巻口 英司(総務省情報通信国際戦略局国際経済課長) 布施 誠 (三和電子(㈱モバイル事業部 担当部長) 金澤 智昭(当財団事業部門第1技術部長)
第 2 回 (2011.01.25)	テーマ:ICT 分野における国際展開の展望と現状 講 師: 谷脇 康彦 (総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課長) プラマニク カデル博(当財団理事長特別アドバイザー) 野元 桂 (当財団事業部門研修部長) 横井 康和(当財団事業部門放送技術部長)

### 次のとおり研究会を開催した(各回約40~50名の参加者)。

開催日等	内 容
第 1 回 (2010.07.22)	テーマ:ICT 産業の国際展開支援と国際協力 〜平成22年度の取組み〜 講師:上原仁(総務省情報通信国際戦略局国際協力課長)
第 2 回 (2010.10.5)	テーマ:ICT 分野の国際協力の現状と展望 講 師:本村 洋(独立行政法人国際協力機構経済基盤開発部運 輸交通・情報通信グループ運輸交通・情報通信第二課長
第 3 回 (2011.01.25)	テーマ:ICT 分野における国際展開の展望と現状 講 師: 谷脇 康彦 (総務省情報通信国際戦略局槽報通信政策課長)

# (6) JTEC レポートの発行、メールマガジンの 発信及びホームページの活用

当財団の事業活動を広く紹介するため、JTEC レポート第67号(2010年8月)及び第68号(2011年4月)を発行し、関係企業等に配布した。

また、今年度から、新たに、メールマガジンの関

係者への送信を開始した㈱1号(7月30日)、第2号(9月7日)、第3号(10月29日)、第4号(12月28日)、第5号(2月15日))。

当財団のホームページについても、より一層効果的な掲載内容とすべく、引き続き改善に取り組んだ。

# Ⅲ 財団運営

#### 1. 会議の開催

# (1)評議員会

2010年度における評議員会の開催状況は、以下のとおりである。

開催日等	内容
第 66 回評議員会 (2010.06.21)	①2009 年度事業報告について ②2009 年度収支決算について ③平成 22 年度白転車等機械工業振興事業に関する補助事業実施について ④役員の選任について ⑤その他
第 67 回評議員会 (2011.03.29)	①2011 年度事業計画案について ②2011 年度収支予算案について ③役員の選任について ④その他

#### (2) 理事会

2010年度における理事会の開催状況は、以下のとおりである。

開催日等	議題
第 73 回理事会 (2010.06.2)	①2009 年度事業報告の承認について ②2009 年度収支決算の承認について ③平成 22 年度自転車等機械工業振興事業に関する補助事業実施の承認について ④議員の委嘱に関する同意ついて ⑤その他
第 74 回理事会 (2010.10.26)	①2010 年度収支予算書の変更について ②評議員の委嘱に関する同意ついて ③最初の評議員の選任に関する理事の定めについて ④最初の評議員選定委員会委員について
第 75 回理事会 (2011.3.29)	①2011 年度事業計画案について ②2011 年度収支予算案について ③評議員の委嘱について ④理事長及び専務理事の互選について ⑤賛助会員の加入について ⑥最初の評議員侯補者の推薦について ⑦その他

# 2. 公益法人制度改革への対応

2008年12月1日に施行された「公益法人制度 改革3法」の施行状況を踏まえ、より自主的な事 業運営が可能となる一般財団法人への移行を前 提に認可申請の準備を進めた。

なお、移行登記日以降における最初の評議員の 選任については、整備法 92 条に基づく選任方法 についての旧主務官庁の認可が得られている。

#### 3. 日本 ITU 協会賞 (国際協力賞) の受賞

当財団の、これまでの国際協力活動を通じた、世界の情報通信・放送分野における発展への貢献に対し、「第42回世界情報社会・電気通信日のつどい」(2010年5月17日)において、(財)日本ITU協会から El 木 ITU協会賞(国際協力賞)の贈呈があった。

#### 4. 資産の管理

#### (1)基本財産

基本財産 10.741 億円 (自転車その他の機械振興等を目的とする 2 億円を含む)を原資とし、債券等の運用により、総合利回り約 0.87% の利息収入を確保した。

### (2)運用財産等

運用財産は、会計規程に基づき適正に管理した。 なお、コンサルティング事業のうち、ベトナム 南北海底光ケーブル整備プロジェクト及びアン ゴラ NGN 整備プロジェクトにおいて長期化して いる未収入金については、その回収に努めたもの の十分な回収には至らず、借入限度額(2億円)の 範囲内での短期借入金により資金繰りの維持に 努めた。

#### 5. 内部規程等の改正

2010年度における内部規程の整備状況は次のとおり。

・組織規程 (2010.4 及び 2010.8 一部改正)

#### 6. 組織及び職員(2011年3月末現在)

# (1)組織

管理部門:管理部長

経理部長

事業部門:企画・調査研究部長

営業部長

第1技術部長

第2技術部長

第3技術部長

第 4 技術部長 (2010 年 4 月新設)

国際通信技術部長

放送技術部長

研修部長

専門部長

LATEC 事務局長 (2010年8月新設)

#### (2)職員

管理部門:部長2名、事務職1名

事業部門:部長7名、

専門部長1名(研修担当1名)

そのほかプロジェクト毎に嘱託を委嘱

# **2010年度決算書** (2011年3月31日現在)

# 収支予算表 (2010年4月1日から2011年3月31まで)

	予 算 額	決算額	増減	位:千円
科目	(ア)	( <del>1</del> )	(ア) — (イ)	備考
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産利息収入				
基本財産利息収入	18,000,000	12,663,296	5,336,704	
事業活動継続積立資産利息収入	400,000	966,472	$\triangle$ 566,472	
② 会費収入				
<b>費助会員会費収入</b>	78,545,000	69,475,000	9,070,000	
③ 事業収入	971 529 000	240 640 625	20 000 265	
コンサルティング事業収入	271,538,000 1,020,000	240,649,635 933,334	30,888,365 86,666	
調査受託収入 研修受託収入	40,700,000	39,844,310	855,690	
(4) 補助金収入	40,700,000	33,044,310	055,050	
JKA補助金収入	1,669,000	732,611	936,389	
⑤ 雑収入	1,000,000	,02,011		
受取利息収入	0	27,136	△ 27,136	
雑収入	100,000	1,000,000	△ 900,000	
事業活動収入計	411,972,000	366,291,794	45,680,206	
				]
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
コンサルティング事業費	212,343,000	245,157,481	△ 32,814,481	
コンサルタント費支出	3,672,000	20,164,325	$\triangle$ 16,492,325	
旅費交通費支出	19,955,000	15,471,220	4,483,780	
業務委託費支出	179,335,000	180,634,253	△ 1,299,253	
現地行動費支出	9,128,000	9,481,858	△ 353,858	
支払手数料等支出	253,000	6,168,360	△ 5,915,360	
為替差損	0	13,237,465	△ 13,237,465	
国際協力事業費調査事業費支出	64,610,000 34,060,000	33,058,126 0	31,551,874 34,060,000	
調宜事果質又出 通信関係者研修費支出	30,550,000	33,058,126	$\triangle 2,508,126$	
調査研究事業費	4,339,000	4,933,462	$\triangle$ 2,506,126 $\triangle$ 594,462	
JKA調査団派遣費支出	4,339,000	4,933,462	△ 594,462	
事業費共通経費	82,704,000	77,254,016	5,449,984	
役員報酬支出	16,012,000	16,739,194	△ 727,194	
給与手当支出	28,192,000	25,426,367	2,765,633	
借役費支出	6,500,000	0	6,500,000	
退職金	0	0	0	
福利厚生費支出	5,920,000	5,289,373	630,627	
消耗品費支出	500,000	241,742	258,258	
保守修繕費支出	1,090,000	1,284,433	△ 194,433	
印刷製本費支出	1,100,000	816,540	283,460	
賃借料支出	22,240,000	23,162,353	△ 922,353	
為替差損	0	3,106,748	△ 3,106,748	
雑支出	1,150,000	1,187,266	△ 37,266	
事業費支出計	363,996,000	360,403,085	3,592,915	

# 収支予算表

			È	単位:千円
科目	予 算 額 (ア)	決 算 額 (イ)	増 減 (ア) — (イ)	備考
   ② 管理費支出				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14,197,000	14,844,186	△ 647,186	
給与手当支出	11,516,000	10,385,416	1,130,584	
退職金	0	0	0	
福利厚生費支出	3,480,000	3,151,072	328,928	
旅費交通費支出	140,000	96,460	43,540	
会議費支出	370,000	571,479	△ 201,479	
通信運搬費支出	150,000	124,736	25,264	
消耗品費支出	130,000	59,499	70,501	
保守修繕費支出	270,000	269,051	949	
印刷製本費支出	270,000	181,363	88,637	
水道光熱費支出	130,000	98,502	31,498	
賃借料支出	5,560,000	4,633,751	926,249	
教育訓練費支出	70,000	0	70,000	
交際費支出	60,000	124,540	△ 64,540	
図書資料費支出	270,000	264,122	5,878	
諸謝金支出	3,520,000	3,579,000	△ 59,000	
租税公課支出	60,000	84,500	△ 24,500	
会費組合費支出	1,770,000	1,510,484	259,516	
支払手数料他支出	500,000	173,590	326,410	
雑支出	270,000	82,900	187,100	
· 管理費支出計	42,733,000	40,234,651	2,498,349	1
事業活動支出計	406,729,000	400,637,736	6,091,264	1
事業活動収支差額	5,243,000	△ 34,345,942	39,588,942	1
Ⅱ. 投資活動収支の部				†
1. 投資活動収入				
① 退職給付引当資産取崩収入	0	3,965,624	△ 3,965,624	
② 保証金・敷金取崩収入	0	356,824	△ 356,824	
投資活動収入計	0	4,322,448	△ 4,322,448	
   2. 投資活動支出				
① 事業活動継続積立資産取得支出	0	966,472	△ 966,472	
投資活動支出計	0	966,472	△ 966,472	
投資活動収支差額	0	3,355,976	△ 3,355,976	
□.財務活動収支の部 1.財務活動収入				
1. 財務治勤収入   ① 短期借入金収入		E 000 000	A E 000 000	
	0	5,000,000 5,000,000	△ 5,000,000	1
州 扬 山 到 4 X 八 亩 1	0	5,000,000	△ 5,000,000	
2. 財務活動支出				
① 短期借入金返済支出	60,000,000	17,000,000	43,000,000	1
財務活動支出計	60,000,000	17,000,000	43,000,000	1
財務活動収支差額 	△ 60,000,000	△ 12,000,000	△ 48,000,000	-
当 期 収 支 差 額	△ 54,757,000	△ 42,989,966	△ 11,767,034	
前期繰越収支差額	234,738,000	168,682,042	66,055,958	1
次期繰越収支差額	179,981,000	125,692,076	54,288,924	1
	170,001,000	120,002,070	5 1,200,024	1

# 貸借対照表

単位:千円

			単位:千円
科目	当 年 度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	87,585,433	99,022,311	△ 11,436,878
未収入金	511,430,819	466,252,813	45,178,006
有価証券	795,829	745,776	50,053
貯蔵品	50,000	0	50,000
未成作業原価	277,699	12,092,999	△ 11,815,300
前渡金	0	1,301,903	△ 1,301,903
前払費用	704,013	2,130,080	△ 1,426,067
仮払金	760,452	337,367	423,085
流動資産合計	601,604,245	581,883,249	19,720,996
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	14,465,500	14,465,500	0
普通預金	50,000,000	0	50,000,000
有価証券	1,009,634,500	1,059,634,500	△ 50,000,000
基本財産合計	1,074,100,000	1,074,100,000	0
(2)特定資産			
退職給付引当資産	11,272,749	15,238,373	△ 3,965,624
事業活動継続積立資産	75,021,272	74,054,800	966,472
減価償却引当資産	2,500,000	2,500,000	0
開発資金引当資産	3,888,000	3,888,000	0
   特定資産合計	92,682,021	95,681,173	△ 2,999,152
(3)その他固定資産			
建物付属設備	567,818	668,053	△ 100,235
車輌運搬具	916,906	1,346,411	△ 429,505
工具器具備品	1,183,739	1,398,310	△ 214,571
保証金•敷金	14,484,000	14,840,824	△ 356,824
その他固定資産合計	17,152,463	18,253,598	△ 1,101,135
固定資産合計	1,183,934,484	1,188,034,771	△ 4,100,287
資産合計	1,785,538,729	1,769,918,020	15,620,709
   Ⅱ 負債の部			
   1. 流動負債			
未払金	12,729,466	24,525,185	△ 11,795,719
未払費用	381,509,134	340,166,163	41,342,971
前受金	50,757,841	46,753,403	4,004,438
預り金	29,170,628	906,256	28,264,372
短期借入金	62,000,000	74,000,000	△ 12,000,000
未払住民税	70,000	70,000	0
未払消費税	1,675,100	780,200	894,900
流動負債合計	537,912,169	487,201,207	50,710,962

# 貸借対照表

単位:千円

科		当年度	前年度	増減
2. 固定負債				
退職給付引当金		11,272,749	15,238,373	△ 3,965,624
固定負債合計		11,272,749	15,238,373	△ 3,965,624
負債合計		549,184,918	502,439,580	46,745,338
│ Ⅲ 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
拘束補助金		200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産合計		200,000,000	200,000,000	0
(うち基本資産へのす	5当額)	(200,000,000)	(200,000,000)	(0)
2. 一般正味財産		1,036,353,811	1,067,478,440	△ 31,124,629
(うち基本財産へのす	5当額)	(874,100,000)	(874,100,000)	(0)
(うち特定資産へのす	5当額)	(92,682,021)	(95,681,173)	(2,999,152)
正味財産合計		1,236,353,811	1,267,478,440	△ 31,124,629
負債及び正味財産合	計	1,785,538,729	1,769,918,020	15,620,709

# 

# 第1章 総則

#### 第1条(名称)

この法人は、財団法人海外通信・放送コンサルティング協力と称し、英文では Japan Telecommunications Engineering and Consulting Service(略称 JTEC)と称する。

#### 第2条(事務所)

- 1. この法人は、主たる事務所を東京都品川区 西五反田七丁目 25番9号に置く。
- 2. この法人は、理事会の議決を得て、必要な地 に従たる事務所を置くことができる。

#### 第3条(目的)

この法人は、海外諸国特に開発途上にある海外の 地域の電気通信、放送及び郵便(以下「通信」と いう。)に関するコンサルティング業務、プロジェ クト協力業務等を通じて、国際協力の推進と通信 の発展向上に寄与することを目的とする。

#### 第4条(事業)

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 海外諸国における通信プロジェクトに関する 事前調査
- (2) 海外諸国における通信設備の計画、建設、改良及び保守並びに通信業務の運営等に関するコンサルティング事業
- (3) 海外諸国に対する通信専門家の派遣並びに海外からの通信関係者の受入れ及び研修のあっせん
- (4) 海外諸国に対する我が国の通信技術の紹介、 あっせん等のプロジェクト協力
- (5) 海外諸国の通信に関する調査研究
- (6) 海外諸国に対する我が国の通信事情の紹介
- (7) 海外諸国の通信に関する研究会、講演会等の 開催並びに資料、情報の提供
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

# 第2章 資産及び会計

#### 第5条(資産の構成)

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初寄附された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助金
- (6) その他の収入

#### 第6条(資産の種別)

- 1. この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。
- 2. 基本財産は、次に掲げるものとする。
  - (1) 設立当初基本財産として寄附された財産
  - (2) 設立後基本財産として寄附された財産
  - (3) 理事会の議決により基本財産として繰り入れられた財産
- 3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### 第7条(基本財産の処分の制限)

基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、主務官庁の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

### 第8条(資産の管理)

- 1. この法人の資産は、理事会の議決によって定められた方法に従って会長が管理する。
- 2. 基本財産のうち、現金は、郵便局若しくは確 実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に 信託し、又は国債、公債その他確実な有価証 券にかえて保管しなければならない。

#### 第9条(経費の支弁)

この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

#### 第10条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、 翌年3月31日に終わる。

#### 第11条(事業計画及び収支予算)

- 1. この法人の事業計画書及び収支予算書は、 毎事業年度開始前に、評議員会の審議を経 た上、理事会の議決を得て、これを作成する。
- 2. 前項の議決を得た事業計画書及び収支予算書 は、毎事業年度開始の日から3月以内に主務 官庁に提出しなければならない。
- 3. 第1項の事業計画書及び収支予算書の変更は、 評議員会の審議を経た上、理事会の議決を得 なければならない。

#### 第12条(事業報告及び収支決算)

- 1. この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業 年度終了後3月以内に、事業報告書、収支計 算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び 財産目録を作成し、監事の監査を経て、理事 会の承認を得なければならない。
- 2. 前項の議決を得た事業報告書、収支計算書、 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産 目録は、毎事業年度終了後3月以内に主務 官庁に提出しなければならない。

#### 第13条(正味財産増加額の処分)

この法人の正味財産増加額は、翌事業年度に繰り越し、又は評議員会の審議を経た上、理事会の議決を得てその全部若しくは一部を基本財産に繰り入れるものとする。

# 第3章 役員等

#### 第14条(役員の種類及び定数)

- 1. この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 19 名以上 24 名以内
  - (2) 監事 2名又は3名
- 2. 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、1名

以上5名以内を常任理事とする。

3. 理事のうち、必要に応じて3名以内を副会長とすることができる。

#### 第15条(役員の選任)

- 1. 役員は、評議員会においてこれを選任する。
- 2. 会長、副会長、理事長及び常任理事は、理事 の互選によりこれを定める。
- 3. 第17条第2項の規定により、その任期が終 了した役員(以下「前任役員」という。)の 後任者として前任役員が失った特定の役職に 新たに就任した者を選任するときは、第1項 の規定にかかわらず、会長の委嘱により、こ れを選任することを妨げないものとする。た だし、この場合にあっては、当該委嘱後最初 に開催する評議員会において承認を受けなけ ればならない。
- 4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### 第16条(役員の職務)

- 1. 理事は、理事会を通じて業務の執行に参画するほか、この寄附行為及び理事会の定めるところにより、その職務を行うものとする。
- 2. 会長は、この法人を代表し、業務の執行を統括する。
- 3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある とき、又は会長が欠けたときは、その職務を 代行する。
- 4. 理事長は、理事会の定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務の執行の統括を分掌する。また、理事長は、会長及び副会長がともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 5. 常任理事は、理事長の定めるところにより理 事長を補佐して業務の執行を掌理するととも に、理事長に事故があるとき、又は理事長が 欠けたときは、その職務を代行する。
- 6. 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

#### 第17条(役員の任期)

- 1. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨 げない。
- 2. 前項本文の規定にかかわらず、特定の役職により選任された役員が、その役職を失ったときは、そのときにおいて任期が満了したものとみなす。この場合、当該役員は、書面をもってその旨を会長に届出なければならない。
- 3. 第1項本文の規定にかかわらず補欠(第15条 第3項の規定により委嘱された役員の場合を 含む。)又は増員のため選任された役員の任 期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、 後任者が就任するまでは、その職務を行わな ければならない。

#### **第18条**(役員の解任)

- 1. 役員が次の各号の一に該当する場合は、理事 会及び評議員会において、それぞれ理事及び 評議員の現在数の3分の2以上の議決により、 その役員を解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えない と認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。
- 2. 前項第2号の規定により解任する場合は、当 該役員にあらかじめ通知するとともに、解任 の議決を行う理事会及び評議員会において、 当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第19条(役員の報酬)

役員は、報酬を受けることができない。ただし、 常勤の役員は、理事会の議決により報酬を受け ることができる。

#### 第20条(評議員)

- 1. この法人に、19名以上24名以内の評議員を 置く。
- 2. 評議員は、賛助会員が推薦する者及び通信に 関し学識経験を有する者のうちから、理事会 の同意を得て、会長が委嘱する。

- 3. 評議員及び役員は、相互に兼ねることができない。
- 4. 第17条第1項及び第4項並びに第18条の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、「理事会及び評議員会」とあるのは「理事会」と、「それぞれ理事及び評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。
- 5. この寄附行為に定めるもののほか、評議員に 関して、必要な事項は、別にこれを定める。

### 第21条(顧問)

- 1. この法人に、顧問7名以内を置くことができる。
- 2. 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3. 顧問は、この法人の運営に関し、会長の諮問に応じ、又は意見を述べることができる。
- 4. 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

# 第4章 会議

#### 第22条(理事会の構成)

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第23条 (理事会の議決事項)

理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、業務の執行に関する重要事項について審議 決定する。

#### 第24条 (理事会の招集)

- 1. 理事会は、会長が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 2. 会長は、理事現在数の3分の1以上又は監事 の全員から会議の目的たる事項を示して請求 があったときは、その請求があった日から 30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するには、理事に対し少なくとも開催日の7日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

#### 第25条 (理事会の議長)

理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求 があった場合において、臨時理事会を開催したと きは、出席理事の互選により議長を定める。

#### 第26条(定足数)

理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第27条 (表決)

理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第28条(書面表決等)

- 1. やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって賛否を述べて表決に加わり、又は他の出席理事を代理人として表決に加わることができる。ただし、代理人は、その資格を証する書面を提出しなければならない。
- 2. 前項の規定により表決に加わる理事は、前2条の場合、出席したものとみなす。

#### 第29条(監事の理事会への出席)

監事は、理事会に出席し、その職に関して意見を 述べることができる。

#### 第30条 (顧問の理事会への出席要請)

会長は、顧問に対し理事会への出席を求めること ができる。

#### 第31条 (理事会の議事録)

- 1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 出席した理事の氏名(書面又は代理人による者の場合を含む。)

- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2. 議事録には、議長及び出席した理事の中から その会議において選任された議事録署名人 2名以上が、これに署名押印しなければなら ない。

#### 第32条 (評議員会の構成及び審議事項)

- 1. 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2. 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の事業運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて審議し、 又は意見を具申する。
- 3. 前2項に定めるもののほか、評議員会の運営 に関し、必要な事項は、理事会で定める。
- 4. 理事長は、次に掲げる事項について、評議員 会に報告しなければならない。
  - (1) 事業報告及び収支決算
  - (2) その他理事会において必要と認めた事項

### 第33条 (評議員会の招集及び議事録の作成)

- 1. 評議員会は、理事長が招集する。
- 2. 評議員会には、第24条第3項、第26条から 第28条まで及び第31条の規定を準用する。 この場合において、これらの規定中「理事 会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評 議員会」及び「評議員」と読み替えるものと する。

#### 第34条 (評議員会の議長)

評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議 員の互選によって定める。

### 第5章 賛助会員

#### 第35条(賛助会員)

- 1. この法人に、賛助会員を置く。
- 2. 賛助会員は、この法人の目的に賛同する団体 又は個人であって、理事会の承認を得たもの とする。

3. 賛助会員は、理事会の議決を得て理事長が別に定める賛助金を納入しなければならない。

# 第6章 事務局

#### 第36条(事務局)

- 1. この法人に事務局を設け、事務局には所要の職員を置く。
- 2. 職員は、理事長が任免する。
- 3. その他事務局及び職員に関して必要な事項 は、理事長が理事会の議決を得てこれを定 める。

# 第7章 寄附行為の変更及び解散

#### 第37条(寄附行為の変更)

この寄附行為は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

#### 第38条 (解散及び残余財産の処分)

- 1. この法人は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の許可を受けなければ解散することができない。
- 2. この法人の残余財産は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

#### 第8章 雑則

### 第39条(備付け書類及び帳簿)

事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え ておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類

- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

#### 第40条(施行細則)

この寄附行為の施行について必要な細則は、理事 会の議決を得て理事長が定める。

#### 附 則 (昭和53年3月24日)

- 1. この寄附行為の規定は、主務官庁から設立の 許可を受けた日(以下「許可日」という。) から施行する。ただし、第20条及び第32条 から第34条までの規定は、昭和53年6月1日 から施行する。
- 2. この法人の設立当初の事業年度は、第10条 の規定にかかわらず、許可日に始まり、昭和 53年3月31日に終わるものとする。
- 3. 前項の事業年度の期間にかかる事業計画及び 収支予算並びにその翌事業年度の期間にかか る事業計画及び収支予算は、第11条第1項 の規定により、許可日にそれぞれ作成された ものとみなす。
- 4. この法人の設立当初の役員は、第15条第1項 及び第2項の規定にかかわらず、設立発起人 会において選任された者がこれに当たる。
- 5. 前項の規定により選任された役員の任期は、 第17条第1項の規定にかかわらず、許可日 から昭和54年3月31日までの間とする。

### 附 則 (平成12年7月14日)

この変更規定は、主務官庁の認可のあった日から 施行する。 3. 賛助会員は、理事会の議決を得て理事長が別に定める賛助金を納入しなければならない。

# 第6章 事務局

#### 第36条(事務局)

- 1. この法人に事務局を設け、事務局には所要の職員を置く。
- 2. 職員は、理事長が任免する。
- 3. その他事務局及び職員に関して必要な事項 は、理事長が理事会の議決を得てこれを定 める。

# 第7章 寄附行為の変更及び解散

#### 第37条(寄附行為の変更)

この寄附行為は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

#### 第38条 (解散及び残余財産の処分)

- 1. この法人は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の許可を受けなければ解散することができない。
- 2. この法人の残余財産は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

#### 第8章 雑則

### 第39条(備付け書類及び帳簿)

事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え ておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類

- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

#### 第40条(施行細則)

この寄附行為の施行について必要な細則は、理事 会の議決を得て理事長が定める。

#### 附 則 (昭和53年3月24日)

- 1. この寄附行為の規定は、主務官庁から設立の 許可を受けた日(以下「許可日」という。) から施行する。ただし、第20条及び第32条 から第34条までの規定は、昭和53年6月1日 から施行する。
- 2. この法人の設立当初の事業年度は、第10条 の規定にかかわらず、許可日に始まり、昭和 53年3月31日に終わるものとする。
- 3. 前項の事業年度の期間にかかる事業計画及び 収支予算並びにその翌事業年度の期間にかか る事業計画及び収支予算は、第11条第1項 の規定により、許可日にそれぞれ作成された ものとみなす。
- 4. この法人の設立当初の役員は、第15条第1項 及び第2項の規定にかかわらず、設立発起人 会において選任された者がこれに当たる。
- 5. 前項の規定により選任された役員の任期は、 第17条第1項の規定にかかわらず、許可日 から昭和54年3月31日までの間とする。

### 附 則 (平成12年7月14日)

この変更規定は、主務官庁の認可のあった日から 施行する。

# 評議員名簿(2011.8.1現在)

氏 名	所 属 等
赤澤 秀樹	財団法人 KDDI 財団 専務理事
大矢 秀行	株式会社中央エンジニアリング 取締役 東京事業本部 本部長
河内 清明	株式会社コミューチュア 営業本部グローバル営業部 部長
桑原 守二	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会 会長
小菅 敏夫	国立大学法人電気通信大学 名誉教授
佐賀 健二	元亜細亜大学 教授
佐藤 公紀	株式会社フジクラ 情報通信海外事業部 副事業部長
髙橋 彰	株式会社 NHK アイテック 取締役
髙橋 篤哉	一般財団法人日本 ITU 協会 専務理事
長谷部春男	大明株式会社 常勤監査役
林 完自	富士通株式会社 社会基盤ソリューションビジネスグループ NTT データ・グローバルビジネス本部長
真崎 俊雄	株式会社東芝 執行役上席常務 社会インフラシステム社 社長
峯野 敏行	日本電気株式会社 取締役 執行役員常務
渡辺 成良	国立大学法人電気通信大学 名誉教授

# **役 員 名 簿** (2011.8.1現在)

(任期~2013.3.31)

役 職 名	氏 名	所 属 等
理事(理事長)	内海 善雄(非常勤)	(元郵政大臣官房審議官、前 ITU 事務総局長)
理事 (専務理事)	中川 宏伸(常 勤)	
理事	立花 研司(非常勤)	(東日本電信電話株式会社 IT イノベーション部長)
理事	中田 勝己 (非常勤)	(NTT コミュニケーションズ株式会社 取締役グローバル事業推進部長)
理事	藤田 元(非常勤)	(KDDI株式会社 渉外・コミュニケーション統括本部渉外・広報本部長)
理事	児野 昭彦(非常勤)	(日本放送協会 技術局長)
理事	広瀬 道貞(非常勤)	(社団法人日本民間放送連盟 会長)
理事	大坪 文雄 (非常勤)	(一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 会長)
理事	長浜 洋一(非常勤)	(通信電線線材協会 会長)
理事	髙島 征二(非常勤)	(社団法人情報通信エンジニアリング協会 会長)
理事	矢野 薫 (非常勤)	(一般社団法人電子情報技術産業協会 会長)
理事	市村 泰男(非常勤)	(社団法人日本貿易会 常務理事)
理事	山田 豊 (非常勤)	(一般財団法人エンジニアリング協会 元理事長)
理事	片岡 吉道(非常勤)	(財団法人海外技術者研修協会 専務理事)
理事	柳田 武三 (非常勤)	(独立行政法人日本貿易振興機構 理事)
理事	河野 方美 (非常勤)	(財団法人国際情報化協力センター 顧問)
理事	浦野 義頼(非常勤)	(早稲田大学 教授)
監事	香月 重人 (非常勤)	(東日本電信電話株式会社 財務部長)
監事	竹井 雅人 (非常勤)	(KDDI株式会社 コーポレート統括本部経営管理本部財務・経理部長)

# 編集後記

JTEC レポート No.69号をお届けします。

JTEC は去る 6 月 29 日に一般財団法人への移行申請書を内閣府に電子申請いたしました。

昨年来、この申請に向けて、御指導・御協力賜りました、旧主務官庁、新・現評議員、新・現理事、 賛助会員等関係の皆様には厚く御礼申し上げます。

トピックスは当財団の評議員佐賀研二評議員の「国際電気通信の日の集い」における総務大臣賞の受賞及び当財団職員植竹国一の日本 ITU 協会国際協力賞の受賞です。受賞の方々には心より御慶び申し上げます。

今年度の情報通信月間共催の第4回通信・放送 国際展開研究会・平成23年度第1回 JTEC 講演 会を6月14日に実施致しましたので、これを掲載いた しました。

今回は経済産業省の情報通信機器課の情報家電 戦略室長の関根久様に御講演いただきました。

プレゼンの内容につきましては、参加者から意義深

いものであったと大変好評であり、喜んでおります。 関根様には本当に有難うございました。

また、この度の東日本大震災において、その機能 を遺憾なく発揮した、衛星通信の果たした役割と国際 展開の可能性について、スカパー JSAT 株式会社 執行役員 宇宙・衛星事業本部長の小山公貴様から 御講演いただきました。

有難うございました。

JTEC は今後とも皆様が関心を有するテーマにつきタイムリーに講演会・研究会等を開催し、国際展開の推進に寄与してまいりたいと思っておりますので、引き続きの御指導・御鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

(前専務理事 小嶋 弘)

# JTEC Report No.69 August 2011

#### 2011年9月1日発行

発 行:(財)海外通信・放送コンサルティング協力

₸ 141-0031

東京都品川区西五反田 7-25-9

TEL 03-3495-5211 FAX 03-3495-5219

URL http://www.jtec.or.jp